

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度	重要度						
第1節 人と自然を大切にしたい自然・景観・環境の保全と創出	第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出	保1 自然環境の保全と創出	●本村の広大な自然を後世に引き継ぐため、今後も保全と共生に努めます。 ●住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。 ●公共事業や開発等で失われた自然を新たに創出、代替する方法を検討します。 ●無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発等を防止するため、現行制度の見直し強化を図ります。	①原村環境保全条例・規則の見直しと開発指導基準の整備	●必要に応じて原村環境保全条例・規則の見直しを行うとともに、新たに開発指導基準を設け、周知します。	80～100%	本村の美しい自然を保全するため、関係法令を確認しつつ、原村環境保全条例・規則を改定し、開発指導基準を設けて運用している。	自然環境の保全に関する規則等	2件	3件	2件	×	やや不良	1.0	3.1	継続	本村の雄大な自然を後世に引き継ぐため、住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。 無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発等を防止するため、現行制度の見直し強化を図ります。	建設水道課
			②環境保全に関する広報活動の推進	●広報紙、有線放送、ホームページなどを活用し、環境保全に関する啓発を行います	60～80%未満	広報及び公式ホームページを通じて本村の自然の魅力、環境保全の必要性について情報発信しているが、より広く周知できるよう工夫していく必要がある。	継続											
	出2 美しい景観の保全と創出(重点施策)	●すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取組みます。 ●良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発します。 ●公共事業等においては、景観に配慮した構造物へと転換を図ります。 ●景観法に基づく景観行政団体となり、美しい景観の保全・創出に取組みます。	①景観法に基づく景観計画の策定	●景観計画を策定し、景観条例の制定、屋外広告物の規制、景観重点整備等美しい景観の保全・創出を進めます。	20～40%未満	景観法に基づく景観計画及び景観条例の策定に取組み、景観行政団体への移行に向けて準備を行っている。	景観条例の制定	未制定	制定	制定予定	△	やや良好	1.0	3.0	継続	すばらしい自然や景観は住民共通の資産として捉え、美しい景観の村づくりを村全体で取組みます。 良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発し、美しい景観の保全・創出に取り組みます。	建設水道課	
			②美しい村づくりへの取組み	●「日本で最も美しい村」連合の登録地域資源でもある「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観」を守るため住民と行政が協働して景観を守り美しくする活動を進めます。	20～40%未満	景観条例、景観計画策定後に美しい村づくりを一層実践していくためには、住民や事業者の理解・協力が不可欠なため、情報発信や啓発活動の継続が必要である。									継続		建設水道課	
				●「日本で最も美しい村」連合の登録地域資源でもある「八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観」を守るため住民と行政が協働して景観を守り美しくする活動を進めます。	40～60%未満	原村美しい村づくり推進委員会が発足し活動している。アンケート結果を見る限り、効果を感じているとの回答が6割あったが、若い世代ほど効果を感じられないという回答率が高かった。更なる情報発信や活動等の検討が必要。									継続		総務課	
	運3 緑と花いっぱい	住民とともに幹線道路へ花や街路樹の植栽を行い、管理に愛着を持ってもらい公民協働の村づくりを推進します。 ●美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネートした計画を策定し、ストーリー性をもった取組みを進めます。 ●公民協働の村づくりの取組みとして、幹線道路へ花、街路樹の植栽を推進し、美しい村づくりを推進します。	①幹線道路へ花や街路樹の植栽の推進	●公民協働により、幹線道路への植栽を計画的に推進します。	40～60%未満	村内の景観形成協定団体と連携して幹線道路の景観維持に取り組んでいるが、新しい取り組みが必要であると考えます。	住民参加による花や街路樹の植栽	9か所	10か所	9か所	×	不良			継続	住民とともに幹線道路へ花や街路樹の植栽を行い、管理に愛着を持ってもらい公民協働の村づくりを推進します。 美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネートし、ストーリー性をもった取組を進めます。	建設水道課	
			②管理や手入れに対する住民の参画促進	●広報紙、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。	0～20%未満	景観形成協定団体のみでの活動であったため、広く参加者を募り活動を発展させていきたい。									継続			
			③住民参加による花や街路樹の植栽	●住民参加による花や街路樹の植栽の趣旨を啓発し、参加者の増加を図ります。	0～20%未満	景観形成協定団体のみでの活動であったため、広く参加者を募り活動を発展させていきたい。									継続			
	4 道路・河川の美化運動の推進	●村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域住民にお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。 ●原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。	①清掃活動のPRと住民参加の促進	●広報紙、有線放送、ホームページなどを活用して、環境美化に対する啓発活動を行います。 ●清掃ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。	40～60%未満	原村保健衛生自治推進協議会の活動が主であったが、行政も連携した環境美化活動にしていきたい。	環境美化活動の推進	年2回	年2回	年2回	○	やや良好			継続	村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域住民にお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。 原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。	建設水道課	
			②ポイ捨て防止のための広報の推進	●広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、住民意識の高揚を図ります。	60～80%未満	広報や不法投棄パトロールを通じて不法投棄防止の周知に取り組んできたが、更なる取り組みが必要と考える。									継続			
			③環境維持事業の推進	●各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。	40～60%未満	地区の出し合い等と連携した清掃活動を年2回行ってきたが、更に環境の向上を目指した取り組みを考えていきたい。									継続			
			④外来種の駆除	●特定外来植物の駆除を行いません。	60～80%未満	年2回、ボランティアを募り駆除作業を行ってきたが、繁殖域の拡大が懸念されることから、住民が自主的に駆除作業を行ってもらえるような制度を考えたい。									継続			
	5 しい、環境にやさしい(公共事業)	●自然環境、生活環境に配慮した、環境にやさしい公共事業を推進します。	①環境にやさしい公共工事の推進	●計画段階から自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の採用促進等に配慮するとともに、建設副産物の再資源化等を推進します。	40～60%未満	環境にやさしい公共工事の推進について、工事発注を行う際に、環境に配慮をし建設副産物の再資源化等を推進した。引続き、工事発注の際には環境に配慮することが必要である。	道路の支障木の伐採	100m	2,000m	900m	△	やや良好			継続	建設水道課		
			②道路の支障木の伐採	●道路脇の立木が村道に倒れ、枝が路上にかかると道路交通に支障が出るため、計画的に支障木の伐採を進めます。	40～60%未満	道路の支障木の伐採について、通行に支障が出ると予測される箇所について計画的に伐採を行った。また、広報などで住民に周知を行い未然に改善を図った。引続き、道路交通の妨げにならないよう未然に支障木の伐採及び広報等で周知を図ることが必要である。									継続			
	6 公害対策	●行政、住民、事業者が連携して監視体制の強化を図り、公害の未然防止、不法投棄や屋外焼却の撲滅を図ります。 ●農業等の生産活動における公害防止とモラルの向上を図るとともに、公害に至らない迷惑行為については、住民相互で防止し、解決する努力も必要であることを啓発します。 ●ペットを持つ飼い主のマナー向上を推進します。	①公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民への意識啓発の推進	●河川の水質検査を隔年で地点を変更し実施します。	80～100%	村内の公共用水域の水質を守るために、主要5河川を含む村内33ヶ所の水質検査を行っているが、今後も活動を継続して水質汚染公害を防止していくことが必要と考える。	不法投棄物の処理費用	350千円	250千円以下	227千円	○	良好			継続	建設水道課		
			②ごみの不法投棄、屋外焼却の撲滅をめざしての監視体制の強化と住民への意識啓発	●定期的に巡回パトロールを実施するとともに、広報紙や有線放送、ホームページを活用して住民への意識啓発を行います。	80～100%	広報を通じて住民への啓発を行っているが、更なる啓発活動を行ってきたい。									継続			
			③公害問題に関する相談窓口の充実	●県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。	80～100%	県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。									継続			
			④ペットのふん害対策の推進	●広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、ふん放置行為禁止に対する住民意識の高揚を図ります。 ●ふん害多発地域へ啓発看板を設置し、ふん害防止と飼い主のマナー向上を図ります。	80～100%	広報等を通じて不法投棄防止を呼び掛け住民意識の向上を図っているが、更なる取り組み継続を行ってきたい。									継続			

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管	
第2項	1. ごみの排出抑制とリサイクル	めざす姿	具体的な施策			指標名	従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度				重要度
				持続可能な「循環型社会」の創出	1. ごみの排出抑制とリサイクル								●ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。 ●ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生抑制、再使用、再利用に取り組めます。 ●ごみの排出量を抑制し、焼却ごみゼロをめざすため、3R（発生抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持ち帰り運動等に取組めます。 ●生ごみの堆肥化を支援する施策を通じて、リサイクル活動を促進します。 ●リサイクルの可能性を研究し、資源の循環を促進します。	①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発	●分別の徹底とごみの排出抑制について住民への意識啓発活動を行います。	
②ごみの排出区分の細分化と資源化の推進	●新リサイクルセンターの建設に伴いスチール缶、アルミ缶等の分別収集、粗大ごみの分別方法について検討します。	20~40%未満	新リサイクルセンターの建設に伴うスチール缶、アルミ缶等の分別及び、粗大ごみを分別することについて正式に事務局で決まった段階であるため、今後収集方法について検討していきたい。			継続										
③生ごみの自家処理の推進と堆肥化の推進	●生ごみ自家処理方法について、地区住民説明会や勉強会等を開催し、生ごみの資源循環の仕組みづくりを図ります。	80~100%	生ごみ減量化については一定の成果はあるが、今後も更なる減量推進に取り組むたい。			継続										
④ごみ持ち帰り運動の推進	●村内の公共施設や観光施設等で、ごみ持ち帰り運動を展開します。	20~40%未満	広報等で村の取り組みについて趣旨を周知し、ごみ減量化につなげていきたい。			継続										
⑤3R（発生抑制、再使用、再利用）運動の推進	●広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて、具体的な取組みを例示しながら住民意識の高揚を図ります。	40~60%未満	広報紙、有線放送、ホームページなどを通じて、具体的な取組みを例示しながら3R運動の意義について啓発を行ってきたい。			継続										
⑥不用となった生活雑貨の再利用の促進	●住民団体が開催する不用品交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ります。	40~60%未満	住民団体が開催する不用品交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ることが必要と考えます。			継続										
⑦循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓発	●新エネルギー・省エネルギーの推進組織を設立し、公民協働で循環型社会とリサイクルを推進します。	40~60%未満	循環型社会の構築を目指すため、更なる住民啓発活動が必要と考えます。			継続										
体2制.ごみ処理	2. 体2制.ごみ処理	●ごみの排出区分については、市町村で異なっていることから、広域体制によるごみ排出区分の一元化を検討します。 ●諏訪南行政事務組合と南衛生施設組合の統合によるごみ処理の効率化を図ります。	①広域体制によるごみ処理施設建設の検討	●新リサイクルセンターの建設及び新たな最終処分場建設を検討します。	80~100%	広域での協議が進み、新リサイクルセンターの稼働日は決定している。今後、新たな最終処分場の建設検討に向けて協議を続けていく。	広域体制によるごみ処理施設の建設	-	新リサイクルセンター建設最終処分場建設	リサイクルセンター建設中	△	やや良好			継続	建設水道課
			②ごみ排出区分の一元化の検討	●新たな最終処分場、新リサイクルセンターの稼働に合わせ、ごみ処理の一元化を検討します。	80~100%	広域での協議が進み、ごみ処理体制の一元化がまとまった。今後、住民の利便性を考え、業務を行うことが必要。									継続	
の3か.環境と農業	3. の3か.環境と農業	●畑等から河川に流入する肥料成分（窒素、リン）を抑制し、水質の浄化に取組めます。また、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察等体験学習の場を提供します。 ●農業用プラスチックについては、資源や燃料としての再利用を検討し、あわせて生分解性マルチなどのエコロジー資材の導入も推進します。	①土壌診断による適正施肥、減農薬と有機農法の推進	●土壌診断に基づく有機肥料の利用に対して補助を行います。	80~100%	有機肥料の利用に対し補助を行い、有機農法の推進を図りました。	主要河川の全窒素含有量	1.8~3.4mg/L	現状値の50%削減	0.1~4.3mg/L	×	不良			継続	農林課
			②農業用廃プラスチックの適正処理と資源活用	●農業技術者連絡協議会・農協と共同して農業用廃プラスチックの回収を実施するとともに、再利用化やエコロジー資材の導入を推進します。	80~100%	農業用廃プラスチック回収を年2回実施することで、適正処理と資源活用に努めました。									継続	
			③休耕田を利用したピオトープによる水質浄化と生態系の維持及び学習や憩いの場の提供	●休耕田を利用したピオトープを周知し、設置の促進を図ります。	0~20%未満	以前市内で取組んでいたが管理上の問題から今は取組んでいない。新規の取り組み地区の計画もない状態である。									廃止	
第3項 地球温暖化防止対策	1. 省エネルギー利用の促進	●地球環境や村の環境保全に寄与する再生可能エネルギーの導入を促進するため、村の森林資源等を活用するとともに、農業生産との連携や新エネルギー利用による新たな産業、雇用の創出を図ります。 ●また、持続可能な社会の構築を目指し、住民の一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう節電・省エネ運動や環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図ります。	①再生可能エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進	●原村新エネルギー・省エネルギー推進委員会により新エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進を検討します。 ●エコカー、木質バイオマスの普及に取組めます。 ●森の森林資源を有効活用するため、薪ストーブ利用者等を対象に薪割機を貸し出します。	0~20%未満	新エネルギー・省エネルギーへの新たな取り組みについては、実施に至っていない。	省エネルギーの推進 (公共施設の温室効果ガス)	0.2%削減	0.2%以上の削減	1.5%増加	×	不良	-0.1	1.9	見直し	総務課 建設水道課
			②環境学習の充実	●教育機関との連携や村づくり講座により、環境学習会の充実を図ります	0~20%未満	具体的な内容について教育機関と連携を図り、今後の村づくりに必要な人材育成の場としたい。									継続	
			③公共施設等における温室効果ガス削減	●温室効果ガス削減率の向上に取組めます。	80~100%	暖房費の節約のため温度管理や意識づけ									継続	
第4項 水資源の確保・保全と上下水道の整備	1. 水資源の確保	●河川の水質改善や汚染防止に努め、安全な水資源の確保を図ります。 ●水資源の確保、確保のために、植林や間伐等の森林を整備します。 ●井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。	①水源地の保全 (保安林の適切な維持管理)	●関係地区の同意を得ながら水源かん養林の健全な維持に努めます。	80~100%	立場川北の保安林4.58haと広河原山40haの森林整備整備を県の補助で行いました。	ため池、農業用排水路、畑かん施設の維持管理	年1か所	年1か所	1か所/4年	×	やや不良	1.5	3.0	縮小	農林課
			②農業用施設の適正な維持管理の推進	●ため池の浸透や農業用水路の補修により、農業用水の効率的な利用を図りたい。また、村内の畑かん施設の定期的な整備によりかん水機能の低下を防ぎます。これらの維持工事については極力補助事業を導入し地元負担の軽減を図ります。	80~100%	弓振1号揚水機場のポンプ更新、番飼場地区の畑かんの管水路更新を行いました。揚水機場ポンプの更新、ため池の浸透工事を定期的に進めていきます。									継続	
	2. 給水施設の整備と施設	●「安全でおいしい水」供給のため水道事業を実施します。 ●災害に強いライフライン整備のため、断水区域を最小限にします。 ●水の安定供給のため、老朽化した接着式VP管の敷設替えと鉛管の取り替えを計画的に施工するとともに、新たな水源確保を実施します。 ●水道事業の健全経営を推進するため、コスト削減や効率的経営に努めていきます。	①新たな水源の確保	●新たな水源を整備します。	80~100%	安定的な水供給のため、新たに第5水源を整備しました。	老朽管の敷設替え延長	2km	10km以上	3km	△	やや良好	1.5	3.0	完了	建設水道課
			②老朽管の布設替えの実施	●老朽管及び鉛管の布設替えを計画的に実施します。	80~100%	今後も、継続的に老朽管の布設替えを継続します。									継続	
③災害に強い水道設備の整備	●水道施設の耐震化を検討し整備します。 ●複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行います。 ●水源等監視システムの更新を行います。	80~100%	災害対応できる施設・設備整備を今後も継続していきます。	継続												
④健全経営の推進	●経費の節減に努め、安定した経営を実施します。	80~100%	今後も経費の節減に努め、安定した経営に努めます。	継続												

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					施策達成度	住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値	判定		満足度	重要度			
化3 施設水質 整備と 生活排水 浄	●水環境が豊かな村として発展していくため、「水環境・資源循環のみち2015」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。 ●河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業への転換、河川の自浄作用の回復を図ります。	①河川等の水質検査の継続実施	●河川の水質検査を隔年で地点を変更し実施します。	60～80%未満	村内の公共用水域の水質を守るために、主要5河川を含む村内33ヶ所の水質検査を行っているが、今後も活動を継続して水質汚染公害を防止するために検査地点の変更も検討が必要。	合併処理浄化槽普及率	85%	90%	97%	○	良好	1.0	2.7	継続	水環境が豊かな村として発展していくため、「水環境・資源循環のみち2015」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。 ●河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業への転換、河川の自浄作用の回復を図ります。	建設水道課
		②浄化槽設置者への適正な維持管理意識の啓発	●下水道整備区域外の既存住宅に対し、合併処理浄化槽への切り換えの推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図ります。	80～100%	浄化槽設置者への適正な維持管理意識の啓発を続けます。									継続		
		③下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理	●地勢や使用状況等合った、し尿・生活排水処理施設の導入を検討	80～100%	浄化槽法に基づいた処理方法及び処理施設を検討していきます。									継続		
		④浄化槽排水の処理方法の研究	●国、県の基準を参考にしながら、今後の浄化槽排水処理方法について研究します。	80～100%	浄化槽法に基づいた処理方法及び処理施設を検討していきます。									継続		
理4 下水道事業 の運営管	●下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。 ●下水道事業の健全経営を推進します。	①下水道接続率向上のための啓発活動の推進	●訪問や文書により効果的に接続をお願いします。	20～40%未満	下水道未接続家屋が空き家・高齢者世帯となつてきていますが、引き続き接続推進に努めます。	下水道接続率の向上	95.1%	99%	98%	△	やや良好	-0.1	2.1	縮小	下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。 ●下水道事業の健全経営を推進します。	建設水道課
		②計画的な管路調査による維持管理の推進	●管路の長寿命化のため、破損箇所の早期発見修理、適正な維持管理を実施し維持管理費の削減を図ります。	80～100%	カメラ調査等により計画的に調査・修繕を引き続きおこないます。									継続		
		③下水道使用料の適正な料金体系の検討	●適正な下水道使用料を検討します。	80～100%	公営企業として適正な料金改定をしました。									継続		
		④健全経営の推進	●経費の節減に努め、安定した経営を実施します。	60～80%未満	今後も経費の節減に努め、安定した経営に努めます。									継続		
第5項 自然と調和した 居住環境の整備	1 重点施策 住宅用地の 確保	①払沢上フラワー団地の分譲促進	●ホームページや広報媒体によるPRに加え、現状にあった分譲価格を再検討し、早期完売を図ります。	60～80%未満	分譲価格を見直し(値下げ)販売したが、完売には至っていない。	新たな住宅団地の分譲	0か所	1か所	0か所	×	不良	0.5	0.7	継続	人口減少及び少子化対策のため、村の中心地に近い場所に子育て世帯の移住・定住促進のための優良で安価な住宅地の確保を推進します。 ●耕作不適地の転用を推進し、リビングゾーンへの計画的な住宅用地の確保を図り、グリーンリゾートゾーン(原山地区)への無秩序な宅地開発を抑制します。 ●住宅用地の需要と民間による住宅用地供給のバランスを見極めながら、原村土地開発公社により、本村に転入を希望する人々の受け皿としての住宅用地の整備を検討します。 ●分譲住宅用地以外にも若年層を中心とする生産年齢人口の移住・定住の促進に効果的な公営住宅用地の確保と建設を検討します。	建設水道課 総務課
		②新たな住宅団地整備の検討	●若い子育て世帯の移住・定住を促進するため村の中心に近い場所に優良で安価な住宅団地の造成を検討します。	0～20%未満	フラワー団地が完売していないため、新たな住宅団地の造成には至らなかった。									縮小		
		③耕作放棄地等を中心とした住宅用地への転用推進	●新たな住宅の確保の一環として、耕作放棄地や耕作不適地の住宅用地への転用を推進します。	60～80%未満	耕作放棄地等の転用を推進し、リビングゾーンへの定住を勧めている。									継続		
		④公営住宅の検討	●人口減少対策として若年層の移住・定住を図るため新たな公営住宅の用地確保と建設を検討します。	20～40%未満	公営住宅のこれからの管理運営について、検討が必要だと感じる。									縮小		
2 重点施策 住宅	●少子高齢化のなかで村を維持し活力ある地域をつくるため、さらなる若者の移住・定住を促進するため、住宅地整備や村営住宅を充実します。 ●近い将来発生すると想定される東海地震、東南海地震、首都圏地震等から、住民の生命、財産を保護するため、耐震診断や耐震補強工事を促進します。	①若者の移住・定住に寄与する住宅新築への補助	●住宅を新築又は購入した若者(40歳未満)に50万円を補助します。	80～100%	一定の目的は達せられたと感じるため、新しい支援や補助について検討を行う。	平成18年度からの若者定住促進事業補助件数累計	179件	250件以上	261件	○	良好	0.2	1.6	廃止	近い将来発生すると想定される東海地震、東南海地震、首都圏地震等から、住民の生命、財産を保護するため、耐震診断や耐震補強工事を促進します。	建設水道課
		②住宅耐震改修事業	●建築年が昭和56年以前の木造建築物を対象に耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施します。	80～100%	今後も、建築年が昭和56年以前の木造建築物を対象に耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施します。									継続		
3 各種規制 の検討	●優れた住宅環境やまち並みの保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準等の整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発等においては、建築協定等と結び、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図ります。さらに、住宅の増加等を考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するため規制等についても検討します。 ●うるおいのある住宅地を形成に向け、建築ガイドラインや住民協定等を検討します。 ●住みやすくなるうるおいのある住環境を創出するには、住民の地みない努力が必要であることを啓発します。	①原村環境保全条例に基づく適正な規制と誘導	●引き続きホームページなどで条例を周知し、居住環境の向上を図ります。 ●事業用の太陽光発電施設等について、「原村再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」に基づいて、景観や周辺の環境に配慮した施設となるように誘導していきます。	80～100%	引き続きホームページなどで条例を周知し、居住環境の向上を図ります。事業用の太陽光発電施設等については、新しい条例を策定したので、事業者等に周知説明を行っていきます。	各種住宅地の規制	未制定	制定	未制定	×	不良			継続		建設水道課
		②自然環境や景観、生活環境に配慮したうるおいのある住宅地の形成	●建築ガイドラインを策定し、景観や生活環境に配慮した住宅地の形成を推進します。 ●景観を損ねる違反広告物が設置されないように努めます。	40～60%未満	景観計画を策定するにあたり、建築等について住民との合意形成ができるようなものにと考えている。									継続		
		③各種条例等の導入に関する検討	●居住環境の向上に対する住民ニーズを把握したうえで、規制等を検討します。	0～20%未満	住民の意見を参考に検討していきたい。									継続		
辺4 空・公園・緑地・水 (重点施策)	●安心して子育てが出来る環境を整えるため、子どもを遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備や既存公園の見直しを検討します。 ●住民自らがデザインした愛着のある公園整備を推進します。 ●水に親しみ、水を学ぶうえでも水辺空間の整備は、必要な施策の一つです。村内の河川は農業用水としても重要な役割を担っているため、用水・親水・河川が共生する整備を推進します。	①自然と暮らしが調和した公園・緑地等の整備促進	●おらほうのむらづくり事業を活用し、住民参加の公園緑地の整備を進めます。 ●コミュニティ助成事業を活用し、自然と暮らしが調和した公園、緑地の整備を推進します。	60～80%未満	各事業や助成事業を活用しているが、公園や緑地の整備の他、地域で行う活動など広く使われている。	おらほうのむらづくり事業・コミュニティ事業の活用件数	2件(年)	3件(年)	2件	×	やや不良	0.4	1.7	継続	安心して子育てが出来る環境を整えるため、子どもを遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備や既存公園の見直しを検討します。その際、住民自らがデザインした愛着のある公園整備も検討します。 水に親しみ、水を学ぶうえでも水辺空間の整備は、必要な施策の一つです。村内の河川は農業用水としても重要な役割を担っているため、用水・親水・河川が共生する整備を推進します。	農林課 総務課
		②親水空間整備を視野に入れた環境整備	●地域住民の意向を取り入れた、植物や生物とふれあいのできる水と緑の空間整備を図ります。	0～20%未満	現状、実施していない。									廃止		
		③公園の整備促進	●村の中心に近い場所に子どもを安心して遊ばせながら大人も憩う事が出来る公園の整備を検討します。	0～20%未満	現状、実施していない。									廃止		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果 満足度 重要度	後期計画 への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値	判定							
第6項 人によさしい道路・ネットワークの整備	1. 整備・促進 主要地方道・県道の	●地元住民から切実な要望のある拡幅改良や歩道設置等の事業化を図るため、関係機関と連携し、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。 ●道路管理者である県と情報交換・提供、要望等緊密に連携をとり、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。 ●国道20号坂室バイパスへの接続の円滑化を図ります。	①県道弘沢茅野線、宮川・坂室のJRガード下の拡幅改良	●茅野市へ接続する幹線道路(緊急輸送路)JRガード下は交互通行状態であるため、早期拡幅改良できるよう関係機関へ要望します。	20～40%未満	拡幅改良のため、関係機関と検討を重ねている中でJRガード下の改修は現実不可能との結論から代替ルートを検討を行っている状況。早期拡幅改良のため引き続き県へ要望していくことが必要である。	主要地方道茅野北杜重崎線の歩道設置	70m	300m	147m	△	やや良好	-0.6	3.0	継続	地元住民から切実な要望のある拡幅改良や歩道設置等の事業化を図るため、関係機関と連携し、地権者の理解が得られるよう調整を図ります。道路管理者である県と情報交換・提供、要望等緊密に連携をとり、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。	建設水道課
			②主要地方道・茅野北杜重崎線の歩道設置(中新田地区内)	●県と連携を図りながら、歩道設置事業が円滑に進むよう取組みます。また事業採択延長の拡大も検討します。	60～80%未満	歩道設置事業が円滑に進むよう取組んできたが、一部に同意が得られていないことで事業採択延長の拡大が困難となっている。引き続き県へ要望を行っていくことと、区や関係者との協力を得ていくことが必要である。									縮小		
			③一般県道・神ノ原青柳停車場線の拡幅改良(弘沢)	●継続して早期整備を県に要望します。	20～40%未満	道路拡幅及び歩道設置事業のため、関係機関と調整を図り、道路詳細設計等を検討している状況。引き続き早期道路拡幅及び歩道設置事業のため県へ要望していくことが必要である。									継続		
	2. 村道の維持管理と整備促進	●安全で円滑に走行でき、他地域へのアクセス向上対策を図るため、合理的な整備を検討します。 ●道路構造物の老朽化が進行していますので、早期に現状を把握し、点検・診断・措置・記録によりメンテナンスサイクルの構築を図り、老朽化対策に取組みます。 ●橋梁等の長寿命化計画策定に向けた取組みを実施し、適切なメンテナンスを行うとともに長期的なコスト圧縮を図り、予防保全型の維持管理に努めます。	①茅野市、JR青柳駅へつながる道路の拡幅改良(御狩野判の木線)	●茅野市と行政界を跨ぐ道路であるため、茅野市と連携しながら整備を図ります。(未改良区間原村72m、茅野市115m)	20～40%未満	道路拡幅のため、関係機関と綿密な調整を図り、道路詳細設計等を検討した。引き続き関係機関と調整を図り、用地買収及び道路改良工事へと進捗を図る。	橋梁点検、診断の結果に基づく計画的な修繕	1橋	5橋	4橋	△	やや良好	-0.6	3.0	継続	安全で円滑に走行でき、他地域へのアクセス向上対策を図るため、合理的な整備を検討します。道路構造物の老朽化が進行していますので、早期に現状を把握し、点検・診断・措置・記録によりメンテナンスサイクルの構築を図り、老朽化対策に取り組みます。橋梁等の長寿命化計画策定に向けた取組みを実施し、適切なメンテナンスを行うとともに長期的なコスト圧縮を図り、予防保全型の維持管理に努めます。	建設水道課
			②中央道側道の拡幅改良	●未改良区間の早期事業化に向け、調査、検討します。	0～20%未満	未改良区間の早期事業化に向け検討しているが、地権者からの同意が得られないことで事業化が困難となっている。引き続き同意が得られるよう調査、検討を図る。									縮小		
			③村道の計画的な整備の促進	●道路舗装状況や住民要望等を考慮しながら計画的な修繕、整備を行います。	60～80%未満	未改良区間の早期事業化に向け検討しているが、地権者からの同意が得られないことで事業化が困難となっている。引き続き同意が得られるよう調査、検討を図る。									継続		
			④道路等の老朽化対策	●橋梁は5年に一度、近接目視による点検を実施し、舗装、照明等は点検・調査を実施してメンテナンスサイクルの構築を図ります。	40～60%未満	橋梁は5年に一度、点検を実施した。舗装等の点検についてはR3年度以降に行っていく予定。引き続きメンテナンスサイクルの構築を図っていくことが必要である。									継続		
			⑤橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の保全	●主要な橋梁については長寿命化計画を策定していますが、全橋梁を対象にした修繕計画策定に向け、取組みます。	80～100%	全橋梁について、H30年度に長寿命化計画を策定し修繕計画を策定、目標値を達成した。引き続き修繕計画に基づき修繕を行うことが重要である。									継続		
	3. 交通安全と道路環境の整備	●道路体系の見直しによる交差点改良、交通安全施設の整備に引き続き取組みます。 ●関係団体や地域住民と連携し、現地に適合した安全施設を整備するとともに関係機関に要望します。 ●歩行者については、高齢者や障がい者等誰でも安心して歩けるようにするため、歩道や道路照明の設置について検討します。 ●関係機関と協力し、通学路の危険箇所の点検、横断歩道の設置要望等を行ないます。 ●交通事故防止については、継続的な活動を行う必要があるため、普及・啓発活動を継続し、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校・PTAなどあらゆる機会をとらえ、交通安全教育の推進を図ります。 ●冬期間における交通安全を確保するため、道路の除雪・融雪体制の充実を図り、安全な道路環境の整備を推進します。	①交通安全施設の計画的な整備	●通学路や歩行者が多い村道で用地的に歩道が設置できない箇所については、ドットライン、歩行者専用のグリーンラインを設置します。 ●交差点については路面標示、歩車分離用ポールを設置、滑り止め舗装工事等の安全施設を整備します。	40～60%未満	交通安全施設の計画的な整備について、関係団体や地域住民と連携し、危険度が高い箇所について改善を行った。また、PTA等からの要望及び通学路の危険箇所の点検により横断歩道等通学路の安全確保のうえで随時、公安委員会に協議を図った。引き続き安全確保のため、関係機関と調整を図り、公安委員会への要望、改善を行う必要がある。	年間交通事故発生件数	19件 (H22～26の平均)	17件	17件	○	良好	0.2	2.2	継続	道路体系の見直しによる交差点改良、交通安全施設の整備に引き続き取組みます。関係団体や地域住民と連携し、現地に適合した安全施設を整備するとともに関係機関に要望します。高齢者や障がい者等誰でも安心して歩けるよう、歩道や道路照明の設置について検討します。関係機関と協力し、通学路の危険箇所の点検、横断歩道の設置要望等を行ないます。交通事故防止については、継続的な活動を行う必要があるため、普及・啓発活動を継続し、交通安全意識の高揚を図るとともに、学校・PTAなどと連携し、交通安全教育を推進します。冬期間における交通安全を確保するため、道路の除雪・融雪体制の充実を図り、安全な道路環境の整備を推進します。	建設水道課
			②安定的・継続的な除雪体制の確保	●諏訪建設事務所除雪連絡会議と連携し、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を図るとともに道路情報の収集と提供に努めます。	80～100%	安定的・継続的な除雪体制の確保について、諏訪建設事務所除雪連絡会議と連携し、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を図った。また、除雪委託業者である原村建設事業協同組合と綿密な連絡体制において対応を図った。引き続き、関係機関と連携を図り、除雪体制の強化、除雪作業の効率化を行うことが重要である。									継続		
	4. 公共交通の充実	●赤字補てん額を増やすことなく住民ニーズに応えた、効率的な公共交通を目指します。 ●高速バスと公共交通との連携を図り、利便性向上を目指します。 ●高速バス会社とタクシー会社等民間業者と連携し利便性向上を目指します。	①持続可能な公共交通の利用促進	●利用意向アンケート、地域懇談会、調査事業所の検証結果等に基づいて路線・ダイヤを見直し、公共交通の利用促進を図ります。 ●公共バスは年々周知されつつありますが、さらにPRに努め利用人口を増やします。	60～80%未満	平均乗車率の50人/日はクリアしているが、利用路線によって乗車率がだいぶ違うため、大幅な見直しが必要。また、住民への利用方法等の周知を行っていく予定。	穴山・茅野線利用者数(延べ)	10,374人	12,500人	7,546人	×	やや不良	-1.5	2.8	継続	暮らしやすい地域づくりのため、住民ニーズに応えた、交通体系の構築を目指します。高速バスと公共交通との連携を図り、利便性向上を目指します。高速バス会社とタクシー会社等民間業者と連携し利便性向上を目指します。デマンド型乗合タクシーやライドシェアの導入等、実情に合った交通手段の見直しを目指します。	総務課 建設水道課
			②他の公共交通との連携の検討	●電車や高速バスなど他の公共交通と接続する利便性の高い公共交通手段を検討します。	40～60%未満	穴山・原村線及びセロリン号は継続運行しているが、利便性の高い公共交通手段の検討はできていない。	セロリン号利用者数(延べ)	12,650人	15,200人	18,862人	○	やや良好					
③高速バス利用者用の駐車場整備			●高速バス利用者用の駐車場を拡充します。	80～100%	平成29年度において、新たに駐車場13台を整備。計45台を確保する。	高速バス停駐車場の駐車台数	30台	40台	45台	○	やや良好						
④高速バス停におけるタクシー情報の充実			●高速バス停からの移動手段を確保するため、タクシー情報の充実を図ります。	20～40%未満	セロリン号が1日4便「中央道原バス停」にアクセスしているが、時間帯等ニーズに合った交通手段の検討が必要。												

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標				住民アンケート結果 満足度 重要度	後期計画 への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管				
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値					判定			
第7項 安心して暮らせる村づくり	1. 消防力の強化	●消防施設・設備の計画的充実により効果的な消防体制づくりを進めます。 ●農閑期や冬季等の減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。 ●魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。 ●大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における消防団員08や地域住民との協力体制の整備について積極的に研究、推進していきます。 ●装備面においても、計画的な更新を図っていきます。	①防火貯水槽と消火栓の設置促進	●防火貯水槽、消火栓の整備を計画的に行います。	80～100%	防火貯水槽・消火栓の維持管理を行う。既設の防火貯水槽1基漏れ止め工事を行う。	女性消防団員数	3人	8人	7人	△	やや良好	1.0	2.4	継続	消防施設・設備、装備の計画的充実により効果的な消防体制づくりを進めます。農閑期や冬季等の減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における消防団員08や地域住民との協力体制の整備について積極的に研究、推進していきます。	消防室
			②消防団員の確保と育成	●消防団08の再入団と、女性消防団員の確保を図ります。 ●消防団員の技術練磨に努め、災害に対応します。	80～100%	女性団員現在7人									継続		
			③消防車両の更新	●消防車両の計画的な更新と小型軽量化を図ります。	80～100%	4台の積載車更新済み。									継続		
	2. 防火意識の高揚	●個人住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置率100%を目指し、指導・広報を行います。 ●防火意識を高めるため、行政区単位の防災訓練に合わせ消火訓練を行います。また、各事業所への防火指導を徹底します。	①一人暮らし高齢者家庭訪問の実施	●一人暮らしの高齢者住宅を訪問し防火診断を行い、火災の未然防止を促進します。	80～100%	毎年、秋の火災予防運動期間中に実施。	住宅用火災警報器設置率	72%	80%以上	72%	×	やや不良	1.0	2.4	継続	個人住宅には住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、設置率向上に向けて、指導・広報を行います。防火意識を高めるため、行政区単位の防災訓練に合わせ消火訓練を行います。また、各事業所への防火指導を徹底します。	消防室
			②住宅用火災警報器の設置促進	●住宅用火災警報器の設置促進のため広報活動と設置の指導を行います。	80～100%	建築工事届時に住宅用火災警報器の設置計画を指示。秋の火災予防運動のイベント等で広報活動を実施。									継続		
			③原小学校2年生による防火広報の実施	●原小学校2年生により村内各事業所を訪問し、防火について呼びかけを行い防火意識の高揚を図ります。	80～100%	毎年、秋の火災予防運動期間中に実施。									継続		
			④消火訓練の実施	●各地区で行われる防災訓練に合わせ消火訓練を行います。	80～100%	各地区の防災訓練に出席消火訓練を実施。									継続		
	3. 防災体制・対策強化	●災害に対して、住民、地域及び村がそれぞれの役割に基づき迅速に対応できる「災害に強い村」を目指します。	①防災意識の高揚	●防災訓練や各種講習会、広報紙等による情報提供、啓発活動により、住民の防災意識を高めます。 ●防災訓練や自主防災組織等、防災活動への積極的な参加促進を図ります。	80～100%	防災ガイドブックの作成・配布 年度ごと各区を回り総合防災訓練を実施 様々な防災情報や基準の変更など周知していく必要がある	自主防災組織の団体数	8団体	15団体	13団体	△	やや良好	0.1	3.1	継続	本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定されています。災害に対して、住民、地域及び村がそれぞれの役割に基づき迅速に対応できる「災害に強い村」を目指します。	総務課 建設水道課
			②連携体制の強化	●区・自治会や自主防災組織等の地域団体と連携し、災害時要援護者の支援等、地域における防災体制を充実します。 ●災害時における情報伝達手段を拡充し、住民をはじめ消防・警察等の関係機関との連携を強化します。 ●おらほうの村づくり事業等を活用し、自主防災組織の連携体制づくりを推進します。	80～100%	総合防災訓練時に無線の通信訓練の実施 原村自主防災組織活動支援補助金の創設 原村防災行政無線（移動系デジタル）の整備 災害発生時の避難所開設方法の周知が必要									継続		
			③防災対策の強化	●原村地域防災計画の見直しと計画の推進を図ります。 ●災害発生時を想定した業務継続計画を策定します。	80～100%	原村地域防災計画の見直しと計画の推進 災害発生時を想定した業務継続計画を策定 原村地域防災計画の更新が必要									継続		
			④緊急物資及び応援体制の確保	●緊急時に備え、食糧や医薬品、防災資機材等を備蓄します。 ●災害時の応援（支援）協定等の締結により、応援体制を確保します。	60～80%未満	不足している備蓄品やあらゆる災害を想定した備蓄品の確保が必要 災害発生時に速やかに対応体制がとれるような対策本部運営の確認									継続		
			⑤住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進	●大規模地震が発生した際に、家屋の倒壊による被害を最小限に止めるために、住宅等建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。	20～40%未満	耐震診断については毎年2～3件実施しているが、その後の耐震改修までには進まないのが現状。更なる周知が必要。									継続		
4. 確立地域安全体制	●警察や防犯指導員等の協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地域ニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めます。 ●「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民一人ひとりに地域の安全を考えてもらい、防犯意識の高揚、醸成を図ります。 ●保護者、学校、地域が連携し、子どもを犯罪から守ります。	①防犯灯の設置等の推進	●地区の要望をふまえ、防犯灯の設置及び修繕に対して助成支援します。	80～100%	各区より新規箇所の要望があれば随時対応している。現在は、修繕についての要望が多い。	街頭広報	4回	4回	8回	○	良好	継続	警察や防犯指導員等の協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地域ニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めます。「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民一人ひとりに地域の安全を考えてもらい、防犯意識の高揚、醸成を図ります。保護者、学校、地域が連携し、子どもを犯罪から守ります。	消防室 建設水道課			
		②地域安全活動の推進	●防犯診断・街頭広報等により、防犯意識の高揚と犯罪防止を図ります。 ●緊急メールなどによる犯罪発生状況や防犯対策に関する情報提供を行い、住民の犯罪に対する関心と対策を促進します。	80～100%	地域安全活動の推進の中で、交通安全街頭活動について茅野交通安全協会原支部と連携し目標値である年4回について啓発を図った。引き続き、関係機関と連携を図り実施することが重要である。	緊急メールの登録者数 (防犯)	495人	520人	758人	○	良好	継続					
5. 治山事業と河川改修の推進	●地球温暖化が進展し、極端な大雨や強度な台風の頻度の増大、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ確に復旧事業に取組みます。	①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施	●毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行います。 ●警報が発令された場合は、状況を判断しつつ速やかにパトロールを実施し、状況把握に努めるとともに、必要に応じてパトロールの結果を住民に迅速に周知します。	80～100%	危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施について、毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行った。警報等が発令された場合、随時、防災関係部署と連携を図り、危険と思われる箇所のパトロール及び状況把握に努めた。引き続き、関係機関と連携を図ることが重要である。	危険箇所の把握	年1回	年1回	年1回	○	良好	継続	大雨や台風の頻度の増大、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ確に復旧事業に取り組みます。	建設水道課 総務課			
		②災害発生後の迅速かつ確な災害復旧への取組み	●パトロール及び区や住民からの通報により状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施します。	80～100%	災害発生後の迅速かつ確な災害復旧への取組みについて、状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施した。現地においては早期に復旧を考え、災害協定を結んでいる原村建設事業協同組合と連携を図った。引き続き、関係機関と連携を図り早期復旧を行うことが重要である。	継続											
		③住民からの情報提供	●災害の発生が予想される場合は、有線放送で周知するとともに情報提供を依頼します。	60～80%未満	防災情報の把握に加えて住民からの情報提供の取りまとめについての体制が必要	継続											

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画（H28～R2）の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略（R2～R6）における方針	所管
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度			
6 消費生活の安全と向上	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が特殊詐欺被害にあわないよう啓発活動を推進します。 ●消費者の利益を保護するためより速い情報提供に努めます。 ●省資源・リサイクルなどに努め、環境と調和した消費者行動への転換を図ります。 	①消費生活情報の提供	●啓発文書の配布等により、住民の意識高揚を図ります。	60～80%未満	県の啓発チラシを各区常会回覧し、意識高揚を図っている。回数が少なく、またどのくらいの住民が見てくれたかは不明。	消費生活サポーターの登録者数	6人	10人	6人	×	やや不良	0.3	2.2	継続	住民財務課
		②消費者組織や消費生活サポーターの育成及び「見守り」活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●県等が開催する講座やセミナーの情報を提供します。 ●子ども・高齢者安全対策ネットワーク会議の開催や消費生活サポーターの登録数を拡充し、見守り体制の強化を目指します。 ●地域で取り組む高齢者の「見守り」を強化し、特殊詐欺被害等の未然防止の推進に努めます。 	80～100%	やむを得ず子ども・高齢者安全対策ネットワーク会議が中止になることもあったが、消費生活サポーターの登録者数も増となり、見守り体制の強化に努めている。									継続	
		③消費生活相談体制の確立	●消費生活センターと連携を図り、相談窓口機能の強化を図ります。	80～100%	茅野消費生活センターと連携し、情報を共有しながら、相談窓口機能強化に努めている。									継続	
		④不用品の再利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者組織による、リサイクルバザーの広報等強化をします。 ●レジ袋削減のためのマイバック調査を継続していきます。 	80～100%	実施している。消費者の会の会員が減少し、活動に影響が出ている。									継続	
7 住民相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●国、県等の専門機関との連携を強化し、各種相談体制の周知や人権意識の高揚のため学校・地域・職場等のあらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。 	①相談体制の充実	●弁護士による無料法律相談をはじめ、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談を開催します。	80～100%	諏訪在住会や各委員の協力により、相談体制が確保されている。	無料法律相談の平均相談件数	4件／回	5件／回	4件／回	×	やや不良		継続	住民財務課 社会福祉協議会	
		②広報、啓発活動	●各種相談について、積極的な広報・啓発を行うことにより認知率を高めていきます。	80～100%	生活総合カレンダーへの掲載や有線放送により、周知に努めている。								継続		
		③心配ごと相談体制の充実	●住民が安心して相談に来られるよう、民生委員による心配ごと相談所を開設し、相談体制の充実を図ります。	80～100%	相談員2名体制で、気軽に利用できる相談所として、定期的実施している。								継続		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度	重要度						
第2節 人と文化を育み、本村への若い人の流れをつくる村づくり	第1項 生涯学習の体系化と機会の充実 (重点施策)	2. 図書館施設の充実と利用促進	①住民ニーズに応じた講座、学級の開設	●意見聴取、アンケートなどにより住民ニーズを反映した講座学級を開催します。	60～80%未満	講座の参加者へアンケート調査を行い、講座の開設を行うことができた。	公民館講座・学級開設	20講座・3学級	23講座・4学級	23講座・4学級	○	良好	0.8	1.9	継続	住民の学習意欲に応じた各種講座、学級等の事業実施や、各種学習グループの育成に努めるとともに学習活動の継続を支援し、生活文化や教養の向上を図ります。	生涯学習課	
			②学習成果の継続支援	●公民館事業をきっかけとし、自主グループとして自らが学ぶ機会の充実を支援します。	60～80%未満	公民館講座を機会に、登録団体の活動の促進を図ることができた。									継続			
		①図書館の施設・環境の整備(幅広い資料の収集、ネットワークの充実、居心地の良い環境づくり)	●廃棄基準に基づき適切・有効な資料廃棄を行うとともに、地域資料及び幅広い資料の収集に努めます。 ●閲覧スペースを確保するため、施設整備について検討します。	60～80%未満	資料廃棄は基準に従い、確実にいった。施設整備は、建物の増築を伴うため、検討できない。													
		②諏訪広域図書館情報ネットワークシステムの充実及び定住自立圏との連携	●諏訪広域図書館情報ネットワーク及び定住自立圏の北州市との連携を深め、資料の有効利用と利用者の利便性の向上を図ります。	80～100%	他館所蔵本の貸出しは順調である。													
		③電子書籍等による読書機会の充実	●電子書籍の普及に合わせ、様々な媒体で読書ができるよう施設及び環境の整備を行います。 ●国立国会図書館等のデータ配信を積極的に取り入れ、幅広い情報提供を行います。	20～40%未満	電子書籍の利用はほとんどなかったため、令和2年度より提供を中止する。国立国会図書館は利用者が少ないが、貴重な資料を閲覧できるため、有効である。													
		④図書館サービスの充実	●利用者の意向調査やレファレンスによる相談体制を充実し、読書に親しむ機会を増やします。 ●朗読CDなどを活用し、高齢者、障がい者への情報発信を進めます。 ●おはなし会等の開催や特色ある図書の充実を図ります。 ●知識を実践できる機会を創設し、問題解決型の施設運営に取組みます。 ●産業支援を目的に図書資料の収集、活用を行います。 ●年齢に合わせたおすすめ本リストを作成し、読書に対する興味関心を高めます。	80～100%	館内におすすめ本用書棚を設け、季節に合わせた資料を選定している。また、話題の本、最新本を書架に配置し、利用者の利便性向上に努めた。													
	3. 人材の村づくりを担う	●学習成果を生かせる人材の育成 自らが学びによって得た成果を社会に還元していくことも生涯学習の重要な役割です。 社会教育で学んだ成果を生かしつつ、各分野において能力、特技を持っている方の発掘を行い、既存の社会教育等の指導者も含め、ボランティアの精神をもって学校教育や地域づくりの学びの場で指導者の活動ができる人材の確保に努めます。 また、様々な学習活動への企画調整を行うコーディネート機能を確立する取組みを図ります。	①各分野での特技・能力を持った人材の発掘	●情報収集の取組みを実施します。	60～80%未満	公民館講座の企画の段階において、講師、指導者等についての人材の発掘を行っています。	学習指導ボランティア団体数	1団体	3団体	1団体	×	不良			継続	社会教育で学んだ成果を生かしつつ、各分野において能力、特技を持っている方の発掘を行い、既存の社会教育等の指導者も含め、ボランティアの精神をもって学校教育や地域づくりの学びの場で指導者の活動ができる人材の確保に努めます。	生涯学習課	
			②優れた人材の村づくりへの活用	●小中学校をはじめとする各種機関との連携を図り、優れた人材が村づくりに参画できる機会の提供に努めます。	60～80%未満	小中学校で取り組んでいるいるコミュニティスクールにおいて、地域の人材を活用し児童生徒に学ぶ機会を作っております。									継続			
			③住民の要望に応じたコーディネート機能の推進	●職員の資質向上と、コーディネーター的機能を果たせるような人材の発掘と養成に努めます。	0～20%未満	社会教育及び公民館研修会等へ参加し、職員の資質向上に努めております。課題として職員が毎年異動により変わるため、コーディネートできる人材の発掘が必要であると考えます。										継続		
		4. 育社会・教育関係の保活団体の支援	●各種団体の地域での活動や社会参加の促進、文化協会の育成を図り、学習資料や学習情報の提供を行うとともに、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。 ●中央公民館の講座等から受講者による公民館利用登録団体の立ち上げを図り、自主グループとしての活動が活発になるよう後継者育成も含め支援を行います。	①学習場所の提供や学習資料・学習情報の提供	●学習活動の拠点として中央公民館の利用促進を図ります。学習資料や学習情報を収集し、各種団体等への支援として情報提供できるよう努めます。	80～100%	中央公民館を登録団体等に活動の場として、積極的に活用しております。学習資料として可能なものは、情報提供しております。	公民館利用登録団体数	59団体	64団体	71団体	○	良好			継続	各種団体の地域での活動や社会参加の促進、文化協会の育成を図り、学習資料や学習情報の提供を行うとともに、住民、地域と協働し学習環境の向上に努めます。	生涯学習課
				②地域活動・社会参加の促進	●各種グループやサークルがボランティアなどで地域活動に積極的に参加するよう支援し、社会参加を促進します。	60～80%未満	公民館登録団体、文化協会の文化活動の支援育成に努め、地域において伝統文化の伝授ができるよう支援しております。									継続		
				③地区館・分館活動の活性化	●分館活動への支援を行い、活性化を図ります。	60～80%未満	各地区の地区館・分館の活動に対し、補助金を交付して地域の活性化が図られている。										継続	
④文化協会の育成・支援	●自主事業の開催、補助金の交付等を行い継続して支援を行います。			80～100%	文化祭への出展及び歴史や音楽並びに踊り等の伝統文化の継承に取り組んでいる。										継続			
5. 施設・教育関係の保活団体の支援	●中央公民館建物の延命と利用者のニーズに対応した安全で使いやすい施設づくりを行います。 ●各地区公民館分館等の安全面と利便性を考慮した施設づくりを支援します。	①中央公民館の改修や維持補修による利便性の向上	●計画的な維持補修、設備、備品等の更新により利用者のニーズに対応し、利便性の向上を図ります。	80～100%	平成28年度に中央公民館の大規模施設、設備の更新、改修を行った。	中央公民館の利用者数	27,000人	28,000人	30,000人	○	良好			継続	中央公民館建物の延命と利用者のニーズに対応した安全で使いやすい施設づくりを行います。	生涯学習課		
		②公民館分館等の施設整備に対する支援	●引き続き公民館分館等の施設整備について補助事業による支援を行います。	80～100%	要望のあった分館施設改修の助成支援を行っている。									継続	各地区公民館分館等の安全面と利便性を考慮した施設づくりを支援します。			

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標				施策達成度	住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管		
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値		判定	満足度				重要度	
の6 充実 家庭 教育	●家庭教育は家族が子どもに対して行う教育で、子育ての基本であり原点です。子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断を身に付けることは家庭教育の重要な役割です。これらの家庭教育の機能を回復させるため、子どもを取り巻くあらゆる機関が連携と統一的な意識をもって家庭教育の充実をめざします。	①学習機会の提供	●引き続き乳幼児家庭教育学級「子育て広場あひるクラブ」の開催や小中学校、健康、福祉分野との連携による学習機会の提供に努めます。	80～100%	年間を通じて様々な行事を行う「あひるクラブ」の開催によって、未就園児を持つ家族に仲間づくりの場の提供、行事の中の一つ、地域の方が講師を行う「まゆ玉作り」等、地域交流と文化を知る機会を提供した。	家庭教育学級・講演会の開催数	14回	18回	20回	○	良好	0.5	1.7	継続	子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断を身に付けることは家庭教育の重要な役割ですが、核家族化や少子高齢化により家庭での教育力の低下が懸念されています。これらの家庭教育の機能を回復させるため、子どもを取り巻くあらゆる機関が連携と統一的な意識をもって家庭教育の充実を目指します。	生涯学習課	
		②情報提供による啓発活動の推進	●家庭教育の中心となる「人づくり」に親が自信を持って取り組めるよう、関係機関と連携して情報提供をし重要性の啓発に取り組めます。	60～80%未満	公民館での成人講座として料理教室、健康講座等受講者が家庭において成果を発揮できるよう、講師と共に取り組んでおります。									継続			
	7 地域 に育つ 子ども たち	●家庭や地域社会の教育機能を回復することにより、青少年に関係するあらゆる機関や高齢者・大人が連携をとり、青少年を見守り育てる地域社会を目指します。 ●青少年が地域社会において様々な人々とふれあう機会が持てるよう、体験型の学習活動を活用します。 ●関係機関の連携のもと青少年の非行を生まない地域づくりを図ります。	①地域ぐるみの地区子ども会育成活動の活性化	●地区の子ども会活動の更なる活性化について地区の伝統行事等を活用して取り組めるよう、事業活動への指導や助言援助を行います。	80～100%	各地区の子ども会の活動に対し、補助金を交付して、地区行事を計画し保護者や地域の方々との交流が図られている。	連携による体験型学習開催数	16回	20回	32回	○	良好			継続	家庭や地域社会の教育機能を回復することにより、青少年に関係するあらゆる機関や高齢者・大人が連携をとり、青少年を見守り育てる地域づくりを図ります。青少年が地域社会において様々な人々とふれあう機会が持てるよう、体験型の学習活動を活用します。	生涯学習課
			②安全安心な子どもの居場所や環境づくり	●身近な地域において子どもの安全、安心が確立できるよう、高齢者・大人との交流機会の充実を図ります。	20～40%未満	中央公民館、社会体育館、小学校校庭を活動の場として、放課後子ども教室（原つ子広場）を開設し、地域ボランティアとの交流を図っている。今後も地域ボランティアを募集し、活動の充実を図る必要がある。									継続		
③各種機関の連携による体験型学習の充実			●中央公民館の小学生を対象とした「ジュニア教室」などを中心に学校・家庭・地域との連携による体験型学習の機会の充実を図ります。	80～100%	「ジュニア教室」では、「弓矢づくり」で村の縄文文化、「防災キャンプ」で地域の防災、「たこ焼きづくり」で地域の会社を知る機会等を設けた。講師は専門の方、地域の方が行い、活動場所を屋内外とし体験型学習を行った。	継続											
④青少年の住みやすい健全な環境を守るための啓発活動			●青少年健全育成協議会、学校PTAなどの各種機関の連携により村内パトロール、非行防止の啓発活動を引き続き実施します。	80～100%	原村青少年健全育成協議会において会議及び研修会の実施、村内パトロール、チラシの配布等啓発活動を行いました。	継続											
第2項 豊かな 人間 形成を めざした 教育	1 学校 施設 の 整備 充実	●学校施設の耐震、老朽化の対策・整備、小学校教室棟の環境整備、空き教室の有効活用を図り、児童・生徒が安全・安心して楽しく快適に学べる施設・環境整備に努めます。 ●児童・生徒にとって必要な図書や教材、教具等の計画的な教育環境の整備充実を図ります。	①小・中学校非構造部材の耐震化工事	●天井・照明等非構造部材の耐震化を進めます。	80～100%	小・中学校体育館の非構造部材の耐震化工事完了	小・中学校非構造部材の耐震化工事実施率	30%	80%	100%	○	やや良好			完了	学校施設の長寿命化の対策及び教育環境整備を進め、児童・生徒が安全・安心して楽しく快適に学べる施設・環境整備に努めます。	子ども課
			②小・中学校環境整備	●省エネ対策 LED照明の導入を図ります。	20～40%未満	小・中学校共に体育館への導入が済んでいる。									継続		
			③中学校プール改修の検討	●プールの老朽化に伴い、改修について検討します。	80～100%	中学校プールは、改修せず小学校プールを共用していくことに決定。今後は、跡地利用について検討する。									継続		
			④小・中学校の図書や教材、教具等の整備充実	●教育環境の整備として必要な図書や教材、教具等の整備を計画的に進めます。	40～60%未満	毎年度予算計上して進めている。									継続		
			⑤小・中学校周辺の環境整備	●木の剪定や除草等、中学校周辺の環境整備に努めます。	40～60%未満	小・中学校周辺の環境整備はPTA活動や用務員により実施している。									継続		
2 教育 内容・ 方法 の 改善 充実 (重点 施策)	●一人ひとりの児童・生徒に応じた教育内容・方法や指導力・資質の高い教職員による教育環境を充実し、個性豊かな子ども達の育成を図ります。 ●少人数学級、特別支援教育の充実、ICT教育等きめ細やかな教育の推進で将来を担う人材育成を目指します。 ●幼児段階から外国語にふれるなど国際感覚を養う教育を目指します。 ●村の文化、伝承等交えた郷土教育・教養を深める教育を通じて、子どもたちの郷土愛を深めます。	①少人数学級によるきめ細やかな教育の推進	●中学校において少人数（35人）学級を維持し、中1ギャップの解消を図ります。	60～80%未満	中学校において少人数（35人）学級は維持している。	ALT講師の導入対象	中学校	小中学校・未就学児	小中学校・保育園	○	やや良好	0.8	2.4	継続	環境の変化に適應できず「小1プロブレム」「中1ギャップ」と言われる問題に陥ることなく、スムーズに学校生活を送ることができるように、幼稚園・保育所・小学校・中学校間での連携教育を推進します。また、一人ひとりの児童・生徒に応じた教育・保育を推進し、ユニバーサルデザインによるインクルーシブ教育の実現に向けて、よりきめ細やかな個別支援に取り組めます。「主体的・対話的で深い学び」の具現に向け、質の高い教育の実践を図り、将来を担う人材育成を目指します。	子ども課	
		②小学校T・T講師、中学校ALT講師の継続と中学校T・T制の導入	●中学校にもT・T講師を導入します。	20～40%未満	支援の必要な児童生徒の人数・教科の状況や必要となる教員の確保の状況により、教え方も変わってくるため、T・Tにこだわらず状況に応じて対応している。									見直し			
		③小学校へのALTの設置に伴う外国語教育の推進	●外国語教育や国際理解教育の推進、未就学児の外国語に接する機会を拡充します。	80～100%	小学校へALT講師、英語教育支援アドバイザーを配置し外国語教育を充実した。									継続			
		④総合的な学習の時間・道徳・特別活動の支援	●生きる力や働く意識を育てる教育（キャリア教育）の充実を図ります。 ●小学校の合唱団やリコーダクラブ、中学校の部活動の大会出場に補助します。	60～80%未満	原村学、農業体験、夢の教室、地区ボランティア活動、親子作業をとおして学びを深めている。									継続			
		⑤中学生による国際交流の推進	●中学生のホームステイ事業を行い、国際交流を推進します。	60～80%未満	ニュージーランドのブケコヘインターナショナルメディアイイトスクールとの交流、ホームステイ事業を継続して実施しています。									継続			
		⑥教職員の資質向上への支援	●小中学校の全職員を対象に小中合同研修会を開催し、教職員の資質の向上を図ります。	60～80%未満	原村教育研究会を開催し、教育力向上に努めています。									継続			
		⑦小中連携教育の強化	●一貫した教育理念に基づいて教科研究、交流事業等を実施します。	60～80%未満	原村教育研究会を開催し、幼保小中の交流と教育力向上に努めています。									継続			
		⑧ICTを活用した事業実践の推進	●PC教室の充実、電子黒板やタブレット端末を導入します。	20～40%未満	PC教室の充実、電子黒板やタブレット端末の導入を順次進めています。									拡充			
		⑨特別支援教育の充実	●成長に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ります。	60～80%未満	村費による特別支援教育支援員を配置し、支援体制を充実しています。									継続			
		⑩地域学習の導入検討	●原村に関する郷土、教養を深める学習メニューの導入を推進します。	40～60%未満	原村学、農業体験、地区ボランティア活動等地域の方協力を得て学んでいる。									継続			

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管	
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度	重要度				
3 地域社会との連携による教育の充実	●学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるよう、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指します。 ●地域・家庭との連携を深め、地域体験学習等を通してふるさとを知り、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実により、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもの育成を図ります。 ●地域との連携と協力により子どもが外で遊ぶ機会を増やします。 ●地元食材を使用した学校給食の食育活動を推進します。	①学校評議員会の充実	●学校評議員会を開催し、学校への意見や要望を取りまとめ、学校運営に反映します。	60～80%未満	学校評議員会の開催、保護者アンケート、HPで情報発信し、意見や要望を取りまとめ学校運営に反映しています。	体験学習の開催数	3回	6回	12回	○	やや良好	0.6	1.9	継続	学校・家庭・地域が連携し、心豊かな児童・生徒の育成が図られるよう、地域に開かれ信頼される学校づくりを目指します。 ●地域・家庭との連携を深め、地域の人々を講師に迎え、農業や諏訪地方のものづくり技術などの体験学習等を通してふるさとを知り、郷土を理解し郷土を愛する教育の充実により、ふるさとに誇りと愛着の持てる子どもの育成を図ります。 児童・生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、自己肯定感を高めることにより生きる力の育成を図ります。 村内の幼稚園等の教育機関の運営に協力するとともに、交流を促進します。 高等教育における奨学金制度の充実を図ります。	子ども課
		②小中学校ホームページの更新、学校便り・学級通信の充実	●情報発信の充実を検討します。	40～60%未満	小中学校ホームページ、学校便り、学年・学級通信で情報発信に努めています。									継続		
		③地域公開参観週間の実施	●小中学校で実施し、地域に開かれた学校運営を進めます。	40～60%未満	学校評議員会やコミュニティスクール運営委員、地域公開参観、HP、学校便りで地域に情報発信しています。									継続		
		④地域人材の学校教育への活用支援	●地域人材に関する情報を小中学校に提供します。	20～40%未満	地域の方々に講師等をお願いしているが、効率的な情報提供には至っていない。									継続		
		⑤あいさつ運動の展開	●小中学校で地域の協力を得ながら、あいさつ運動を展開します。	40～60%未満	心をつなぐ「あいさつ」を積極的に行っているが、地域全体には広がっていない。									継続		
		⑥放課後における子どもの自主的活動への支援(放課後子ども教室の充実)	●放課後子ども教室を実施し、放課後の子どもの居場所の確保や自主的活動の支援を行います。	20～40%未満	放課後の子どもの居場所の確保として支援を行っています。									継続		
		⑦地元食材提供団体と小中学校の交流促進や地産地消事業の支援	●原つ子食材の会から安全安心な地元食材を購入し、学校給食の地産地消を支援します。	40～60%未満	原つ子食材の会から安全安心な地元食材を購入し、学校給食費1食あたり10円を補助し地産地消を支援しています。									継続		
		⑩地域学習の導入検討	●地域体験学習等を通じて、地域との連携を図りふるさとに誇りと愛着の持てる子どもを育成します。	60～80%未満	原村学、農業体験、子ども会育成会、地区ボランティア活動等地域の方協力を得て活動している。									継続		
と4の連携 各教育機関の振興と小中学校	●それぞれの役割、特質、存在意義を理解し連携が図られる体制を整え、共通理解を図ります。 ●小・中学校とも、総合的な学習の時間や職業体験の機会等を通じ、こひつじ幼稚園・原村保育園・八ヶ岳中央農業実践大学校と連携を図り、児童・生徒の交流促進を図ります。 ●村内の幼稚園の運営支援や幼稚園保護者への経済的負担の軽減に努めるとともに、高等教育においても奨学金制度による負担軽減を図ります。	①私立幼稚園運営補助事業の継続	●こひつじ幼稚園に運営補助を行います。	80～100%	例年どおり実施している。	「原村教育研究会」の開催数	年2回	年3回	年2回 ※達成予定	△	やや良好			継続	子ども課	
		②幼稚園就園奨励費補助事業の継続	●幼稚園就園者に所得に応じた補助を行います。	80～100%	教育・保育の無償化により、幼稚園就園奨励費補助事業は令和元年9月で終了									完了		
		③奨学金制度の見直しと推進	●経済的理由により高等学校等の就学が困難な方に対して奨学金制度による支援を行います。	80～100%	貸与方式から、給付方式に変更し就学援助を充実した。									継続		
		④「原村教育研究会」の活動の充実	●幼稚園・保育園・小中学校の関係者で構成する「原村教育研究会」において研修や情報交換を行い、子どもたちの成長過程を互いに理解し幼・保・小・中の連携を深めます。	80～100%	年2回開催し、それぞれの連携と教育の質向上に努めている。									継続		
		⑤小・中学校とこひつじ幼稚園、原村保育園、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流促進	●小・中学校と、こひつじ幼稚園・原村保育園や八ヶ岳中央農業実践大学校との交流を促進します。	0～20%未満	原村保育園、八ヶ岳中央農業実践大学校との交流はできている。									縮小		
第3項 芸術文化活動と地域文化の振興	●中央公民館事業、原村文化協会事業等を中心に文化・芸術活動の継続と活性化を図ります。 ●歴史民俗資料館(八ヶ岳美術館)は、より親しみやすく魅力ある施設をめざして周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家等による特別展を行い、何度来ても楽しめる美術館をめざします。 ●生活様式の変化に伴い無くなりつつある、知恵の結集とも言える民俗資料を展示し、昭和30～40年代の農家の生活復元を進めている原村郷土館は、今後も資料の収集と保存活用を行っていきます。 ●年々関心が高まっている機織りの体験学習は、より充実したものとし、住民参加による保存活用及び技術の伝承を図っていきます。	①住民の文化・芸術等の発表機会と場所の充実	●文化祭・芸能フェスティバルなど発表機会の充実と作品展示の場所として公共施設等を有効に利用し、発表の機会を増やします。	80～100%	中央公民館・社会体育館を活用して、文化祭の中で、保育園から中学生までの展示、登録団体、一般展示、芸能フェスティバルにおいて音楽、舞蹈等日頃の成果の発表の機会を作っております。	機織り体験者数	322人	380人	209人	×	やや不良	0.5	1.3	継続	中央公民館事業、原村文化協会事業等を中心に文化・芸術活動の継続と活性化を図ります。 歴史民俗資料館(八ヶ岳美術館)は、より親しみやすく魅力ある施設を目指して周囲の自然と調和した整備を進めるとともに、村内外の芸術家等による特別展を行い、何度来ても楽しめる美術館を目指します。 昭和30～40年代の農家の生活復元を進めている原村郷土館は、今後も資料収集と保存活用を行い、年々関心が高まっている機織りの体験学習は、より充実したものと、保存活用及び技術の伝承を図っていきます。	生涯学習課
		②各種団体の自発的な活動推進	●引き続き、各種団体の自発的な活動推進のため、公民館等が中心となり、学習情報と場所の提供に努めます。	80～100%	各種団体の公民館利用は毎年増加しており、活動を展開しております。公民館としても講座等に取り組んでおります。									継続		
		③八ヶ岳自然文化園及び歴史民俗資料館(八ヶ岳美術館)における文化・芸術の活性化と集客の促進	●管理者の柔軟な発想による事業展開を図り、文化・芸術の活性化と施設集客を図ります。	40～60%未満	企画展やイベント等を意欲的に実施した。年度で入館者数の増減がみられ、企画展の内容により集客の状況が異なる。前期をおとして入館者の増加はいまひとつだった。企画展やイベントの選択を行い、抜本的に企画展の期間や費用について見直す必要がある。									見直し		
		④原村郷土館における民俗資料の収集展示と体験施設としての確立	●原村郷土館における、民俗資料の収集展示と、機織りのみならず文化の体験施設としての充実を図ります。	40～60%未満	年度により体験者数の増減があるが、機織り体験は原小学生や県内外からの観光客を中心に年間200人前後の体験者数となります。大人の機織り教室などのイベントを実施し、僅かであるが増加がみられた。今後は魅力ある企画や情報発信をさらに進め、体験者の増加を図る。									拡充		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標				住民アンケート結果	後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値					判定	満足度	重要度
2. 遺跡の保存・整備と活用 (重点施策)	●原村埋蔵文化財収蔵庫に保管している膨大な資料は、縄文時代を研究するうえで極めて貴重なものであり、整理を進め公開を図っていきます。 ●国史跡指定の阿久遺跡は、当時の自然環境(雑木林)の復元を継続するとともに、阿久遺跡の内容を示す環状集石群や立石・列石等を中心とする復元を行い、また、四季折々の草木の植栽により誰もが気軽に立ち寄ることができる史跡公園として再生を図ります。 ●村史跡指定の臥竜遺跡には縄文時代の復元住居があり、学習の場や憩いの場として支障がないよう環境整備を行います。	①原村埋蔵文化財収蔵庫の公開	●収蔵庫内部の整理を進めます。 ●申し込みに応じて随時公開します。	80~100%	平成30年度に日本遺産の認定を受け、収蔵庫の見学の問い合わせが増加傾向がみられる。収蔵庫内の整理を進め、スペースの確保に努めているが、今後も引き続き整理が必要。	阿久遺跡間伐整備面積	45,000㎡	48,000㎡	48,000㎡	○	良好	0.6	1.3	継続	原村埋蔵文化財収蔵庫に保管している膨大な資料は、縄文時代を研究するうえで極めて貴重なものであり、整理を進めながら公開を図ります。 国史跡指定の阿久遺跡は、当時の自然環境(雑木林)の復元を継続するとともに、阿久遺跡の内容を示す環状集石群や立石・列石等を中心とする復元を行い、史跡公園として再生を図ります。 さらに村指定史跡の臥竜遺跡には縄文時代の復元住居があり、学習の場や憩いの場として支障がないよう環境整備を行います。	生涯学習課
		②阿久遺跡における針葉樹の伐採と公園化の推進	●史跡阿久遺跡保存整備基本計画を精査し、整備を進めます。 ●間伐等を継続し、併せて周辺の公有地化を図ります。	80~100%	間伐整備については、予定していた範囲の間伐は終了した。付近の公有化については、一筆を除いてほぼ終了しているが、買い上げ後に伐採等の環境整備をする必要がある。遺跡整備については、まだ着手できていない。保存活用計画・整備基本計画等の策定を実施するには、業務量が多く、組織体制を含め検討が必要である。									継続		
		③臥竜遺跡における住民の協力による環境整備の継続	●住民協働により、体験学習の機会として環境整備を実施します。	0~20%未満	準備不足やその他業務により、復元住居の葺き替え作業が未完成である。このため、環境整備はまだ進んでいない。環境整備及び活用については、管理している弘沢区の理解・協力を得ながら、隣接する弘沢農村広場の公園を含め、検討する必要がある。									見直し		
		④「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信	●八ヶ岳観光圏や近隣市町村の関係施設と連携して「八ヶ岳縄文遺跡ベルト地帯」の発信を図ります。	60~80%未満	八ヶ岳定住自立圏博物館連携事業や日本遺産等で関係施設と連携した発信を実施している。ガイドブックの配布や役場・小中学校での展示、「火の女神フウちゃん」の愛称募集等を実施し、村民への周知は一定の成果が出ている。今後は、「フウちゃん」のキャラクター化やグッズ開発等を通じ、より親しみやすく、分かりやすい原村の縄文文化の発信・周知を行う。									拡充		
		⑤地域の特徴ある埋蔵文化財発信	●「原村埋蔵文化財センター」建設(仮称)阿久遺跡を中心に村の遺跡を紹介する展示室や体験学習室等を設置し、併せて土器等の整理室を設け、村の埋蔵文化財を広く公開・活用します。	80~100%	整理室の移転を実施し、作業環境を改善することができた。展示や体験施設はないため、既存の施設等を活用し、村の埋蔵文化財を広く公開・活用するために、再度計画を見直す必要がある。									継続		
3. 文化財の保存と活用	●指定文化財のほか、鍔絵、裂織りなど農村に残る貴重な文化財を住民と一緒に保護・活用していきます。 ●「信玄の棒道」は、ロマンあふれる中世の歴史の道としての遊歩道整備を図ります。 ●指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財めぐりや鍔絵めぐりを実施します。 ●知恵の結集とも言える民俗資料を展示している原村郷土館や民俗資料展示室は、今後も収集と保存を行い、より充実したものにしていきます。 ●「ハッ手機織り保存会」による機織りのところを伝える「裂織りの里 原村」のイメージを高め、住民参加による保存活用を図っていきます。 また様々なイベントを通じて、より多くの人々に本村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。	①村指定無形民俗文化財エーヨー節及びコチャカまやせの節の伝承	●伝承に係る後継者の育成を推進します。	20~40%未満	後継者の育成について、具体的な事業や支援を実施できていない。今後は、保存会と協力し、後継者育成に伴う財政的な支援や会員の確保を含めた会の存続についての支援方法を検討する必要がある。	郷土館・民俗資料展示室入館者数	1,162人	1,300人	1,658人	○	やや良好			見直し	「信玄の棒道」は、ロマンあふれる中世の歴史の道としての遊歩道整備を図ります。 指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財めぐりや鍔絵めぐりを実施します。 「ハッ手機織り保存会」による機織りのところを伝える「裂織りの里 原村」の伝統を郷土の誇りとして、原村郷土館では住民参加による保存活用を図っていきます。 また様々なイベントを通じて、より多くの人々に本村の伝統の素晴らしさに触れてもらいます。	生涯学習課
		②指定文化財をはじめ、道祖神等石造文化財に対する意識の高揚	●道祖神等の石造文化財実態調査の結果を公民館報等で公表し、保護活動への住民の意識高揚を図ります。	60~80%未満	公民館報等に掲載し、文化財保護への意識高揚が図れた。今後は石造文化財巡り等を企画し、さらなる意識高揚を図る。									継続		
		③民俗資料の収集・保存	●養蚕・家内製糸及び農耕器具等、民俗資料の収集整理を行い、公開できる機会と場所の拡充を図ります。	80~100%	「まてのくら」の2階に民具の展示を行い、公開場所の拡充をすることができた。今後は民俗資料の収集・整理に努め、展示資料の充実を図る。									継続		
		④機織りのところを伝える「裂織りの里 原村」のイメージを高め、住民参加による保存活用	●機織り体験ができる機会の充実と後継者の育成を図ります。	40~60%未満	小学生を対象とした裂き織教室等や、大人の裂き織教室等を実施し、機織への理解を深めることができた。後継者の育成については、保存会と協力し、後継者育成に伴う財政的な支援や会員の確保を含めた会の存続についての支援方法を検討する必要がある。									継続		
		⑤原村の鍔絵(コテエ)の保護と活用	●鍔絵の保護を図り広く紹介することで、長い時間をかけて作り上げてきた街並みの良さを発信し、地域の活性化を推進します。	80~100%	鍔絵を発信する施設として「まてのくら」の整備を実施し、施設の充実ができた。これにより来館者の増加がみられた。鍔絵の収集を行い、展示資料の充実を図る。既存の鍔絵は私有物であるため、鍔絵のある景観を含めた保護・維持について、指定等の保護措置や補助等の支援ができるのかどうかを含め検討が必要となる。									継続		
第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進	●利用者のニーズに対応した利用しやすい施設として、維持・管理を行っていきます。 ●社会体育館を含めた社会体育施設の利便性の向上を基本としたうえで、維持補修を行い効率的な管理運営を進めます。	①体育施設の改修や維持補修による利便性の向上	●古い器具等の入れ替え、また、計画的な維持補修により、利便性の向上を図ります。	60~80%未満	耐震改修工事により、更新されたので利便性の向上が図られた。トレーニング設備が古く改修ができないため、更新が必要である。	社会体育施設の利用者数	49,316人	50,000人	40,741人	×	やや不良			継続	社会体育館を含めた社会体育施設の利便性向上を基本としたうえで、維持補修を行い効率的な管理運営を進めます。	生涯学習課
		②屋外施設の整備と管理によるサービスの向上	●利用者の増加を図るために、効率的な管理運営とサービス向上に努めます。	60~80%未満	毎年、グラウンド整備とコース管理をし軽微な補修などとして、利用者ニーズに対応した利用しやすい施設を目指し維持管理を行いました。災害による倒木などの対応を考えたい。									継続		
2. 公園や広場の有効活用	●地域住民が求めている公園や広場の整備を推進します。 ●各地区の公園や広場を地域の人々の交流の場、子どもからお年寄りまで楽しめる場として活用促進します。また生涯学習、スポーツ振興等と連携した場として活用を図ります。 ●広報紙やホームページなどを通じて活用促進をPRするとともに、地区と協力して住民ニーズ意向調査を行い、有効利用を推進します。	①公園や広場の整備	●補助金や助成金を活用して、地域が望む公園や広場を整備します。	80~100%	弓振農村広場に遊具と東屋を整備した。	公園広場の整備を目的とした、おらぼうのむらづくり事業の活用	0件	3件	0件	×	不良			継続	各地区の公園や広場を地域の人々の交流の場、子どもからお年寄りまで楽しめる場として活用促進します。また生涯学習、スポーツ振興等と連携した場として活用を図ります。 広報紙やホームページなどを通じて活用促進をPRするとともに、地区と協力して住民ニーズ意向調査を行い、有効利用を推進します。	生涯学習課
		②広報による公園や広場の利用促進	●身近な公園や広場を活用してもらうため、広報紙やホームページで紹介します。	20~40%未満	広報、HPなどで利用促進を図った。									継続		
		③生涯学習活動やスポーツ振興との連携による活用促進	●生涯学習活動、スポーツ振興等と連携した、公園、広場の積極的な活用を図ります。	20~40%未満	生涯学習活動にスポーツ事業を取り込み活用を図っていききたい。									継続		
		④管理の仕組みづくりと安全管理の推進	●地域コミュニティの場とする公園・広場の安全管理や住民参加による管理の仕組みづくりに取組みます。	80~100%	遊具等定期点検を実施し、安全管理を徹底した。									継続		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標				施策達成度	住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値		判定	満足度			
ツ3の普及スポーツ	●各種スポーツ団体の大会・競技会等を支援し、生涯スポーツの一層の発展を図ります。 ●生涯スポーツをより一層充実するために更なる普及を行い、各団体等の日常活動と大会・競技の支援を図ります。 ●健康増進のため、参加していない人がスポーツ活動へ参加できるよう、気軽にできるニューススポーツの普及に努めるとともに、住民が楽しめる種目の検討も行います。	①スポーツイベントや気軽にできるスポーツ教室等の開催	●住民のニーズに応じたスポーツイベントやスポーツ教室等を開催します。	60~80%未満	生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことにより、生き生きとした健康で明るい人生が過ごせるように村民スポーツ祭の企画・運営や筋力アップ教室と少年スポーツ教室を開催するなどスポーツ活動を続ける環境づくりと健康増進を図りました。	社会体育館主催のスポーツイベント・教室数	28事業	33事業	20事業	×	やや不良	0.3	1.4	継続	生涯学習課
		②スポーツイベントや気軽にできるスポーツ教室等の開催	●住民のニーズに応じたスポーツイベントやスポーツ教室等を開催します。	60~80%未満	生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことにより、生き生きとした健康で明るい人生が過ごせるように村民スポーツ祭の企画・運営や筋力アップ教室と少年スポーツ教室を開催するなどスポーツ活動を続ける環境づくりと健康増進を図りました。	社会体育館主催のスポーツイベント・教室数	28事業	33事業	20事業	×	やや不良	0.3	1.2		
のグ育4育ル団・体社フ・会体	●体育協会の自立のため、組織強化を支援し、協力します。 ●スポーツ推進委員を中心に、ニューススポーツの普及やスポーツ行事への支援を図ります。 ●スポーツ登録団体の活動を支援します。	①体育協会、スポーツ推進委員やスポーツ登録団体等の組織強化	●体育協会専門部・スポーツ推進委員・スポーツ登録団体の活動を支援し、組織強化を図ります。	60~80%未満	スポーツ協会・スポーツ推進委員をはじめとし、スポーツ登録団体数を増やして組織強化を図った。 協会・推進委員の人材確保をどうするか。	スポーツ登録団体登録数	34団体	40団体	31団体	×	やや不良			継続	生涯学習課
		②体育協会、スポーツ推進委員やスポーツ登録団体等の組織強化	●体育協会専門部・スポーツ推進委員・スポーツ登録団体の活動を支援し、組織強化を図ります。	60~80%未満	スポーツ協会・スポーツ推進委員をはじめとし、スポーツ登録団体数を増やして組織強化を図った。 協会・推進委員の人材確保をどうするか。	スポーツ登録団体登録数	34団体	40団体	31団体	×	やや不良				
第5項 交流による地域づくり	1. 地域間交流・国際交流の推進	①沼津市戸田地区との交流	●沼津市戸田地区との交流を継続します。	20~40%未満	補助金の利用者は、目標値にまで至っていない。	村民保養施設利用奨励補助金の利用促進	11件(延49人)	30件(延100人)	9件(延34人)	×	不良	0.4	1.2	見直し	総務課
		②地域間交流の検討	●産業や教育を含む幅広い交流ができる地域を検討します。	60~80%未満	教育や観光面では、現在も交流が継続している。	村民保養施設利用奨励補助金の利用促進	11件(延49人)	30件(延100人)	9件(延34人)	×	不良			継続	
		③原村人づくり事業を活用した村内産業の発展と国際感覚豊かな人材の育成	●住民の視察研修、中学生の海外ホームステイ、ニュージーランド プケコへの国際交流等を通じて国際感覚豊かな人材の育成を推進します。	60~80%未満	住民向けの視察研修は、金額や報告方法等を見直した。 中学生の海外ホームステイに関する交流は継続している。また、受入体制については見直しを行い、令和2年度から実施予定。	原村人づくり事業補助金(一般)の活用件数	0~1件	3件	0件	×	不良			継続	
		④外国人への支援体制の構築	●関係機関と連携を図り、支援体制の構築を検討します。	20~40%未満	県などからの情報については庁内等に設置しているが、村独自の支援体制は現時点ではない。	原村人づくり事業補助金(一般)の活用件数	0~1件	3件	0件	×	不良			継続	
第6項 男女共同参画の社会	制1の整備男女共同参画推進体(重点施策)	①「原村女性団体連絡協議会」の活動支援の推進	●引き続き原村女性団体連絡協議会の活動支援の推進を図ります。	80~100%	村長、村議会議員との懇談で、村と意見交換する機会を設けた。農産物加工所への視察研修、青年海外協力隊でごみ事業を経験した村職員の話や聞くなど見聞を広げた。活動内容は「女団連だより」を全戸配布し村民に周知させた。	審議会等委員会に占める女性委員の割合	22.00%	34.50%	50.0%	○	やや良好	0.2	1.1	継続	生涯学習課
		②各種研修機会への参加推進と男女共同参画基本計画の推進	●関係団体等への積極的な参加を図ります。 ●計画推進の組織体制の整備を図ります。	60~80%未満	長野県主催の男女共同参画に関する研修会へ女性団体連絡協議会を中心に参加、村内の住民を対象に公民館において講演会を行い意識啓発を行った。	審議会等委員会に占める女性委員の割合	22.00%	34.50%	50.0%	○	やや良好			継続	
		③審議会、委員会等への積極的な参加の促進	●村の行政委員会等への女性の登用率の向上を図ります。	20~40%未満	行政委員会における女性の登用は進んでおり、委員として活躍されている。今後も啓発活動を継続し向上に努めていく必要があります。	審議会等委員会に占める女性委員の割合	22.00%	34.50%	50.0%	○	やや良好			継続	
第7項 本村への若い人の流れをつくる村づくり	1. 移住・定住促進事業(重点施策)	①田舎暮らし見学会の拡充	●村の現状を知ってもらうため、田舎暮らし現地見学会を開催します。 ●農業就業希望者を対象とした体験型見学会を開催します。	80~100%	現地見学会の開催回数を年6回実施。また、令和2年度から、移住希望者の目的別の現地見学会を予定。(子育て世代に特化した現地見学会など)	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良	0.6	1.6	継続	総務課
		②住宅用地、住宅の確保	●耕作不適地等を利活用し、子育て世代の移住・定住者のための住宅用地、住宅の確保を検討します。 ●払沢上フラワー団地の販売を促進します。	60~80%未満	フラワー団地の販売価格の見直し(値下げ)を行なった。令和元年度に、原村土地開発公社が解散し、今後の販売は村で行う。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			見直し	
		③空き家等の利活用	●空き家を利活用するための補助支援を検討します。 ●空き家を利活用した就農体験、若者定住シェアハウスとして提供します。	20~40%未満	空き家の調査を行い、現状の把握はできたが、その後の活用については、実施に至っていない。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			継続	
		④若者Uターン支援事業	●原村出身の若者のUターン者等を対象に、住宅取得や就業を助成する制度を創出します。	20~40%未満	原村移住推進ポータルサイトの構築により移住に関する住宅情報及び就業窓口の紹介を行った。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			継続	
		⑤広域移住相談体制の構築	●諏訪圏及び八ヶ岳定住自立圏の各市町や民間団体と連携して移住相談窓口の開設や合同セミナーの開催等移住促進を図ります。	60~80%未満	主に東京(ふるさと回帰支援センター等)での合同セミナーへの参加、宅建協会や道の駅等での相談窓口が開設されている。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			継続	
		⑥原村版CCRC事業	●若い世代、高齢者、移住者の多様な人との交流を通じて、農業や福祉等の多様な分野の技術・知識・経験を発進・吸収する場の確保を目指します。	20~40%未満	田舎暮らし案内人と共同で移住相談を進める中で、多様な人の経験を取り入れて理想的な地域のあり方について検討を行った。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			見直し	
		⑦大学との連携事業	●大学等との連携を通じて若者の視点を取入れた事業を研究します。	20~40%未満	諏訪圏移住推進事業連絡会を通じて、移住相談員の磯田コーディネーターによる大学での講義を行い、移住定住促進を図った。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			継続	
		⑧地域おこし協力隊の活用	●都市部の若者を受け入れ、特産品開発やブランド化等に協力してもらい若者が移住しやすい村づくりを推進します。 ●観光・イベント、生活関連情報等を若者目線で広く発信し、観光客や移住者の増加を図ります。	60~80%未満	特産品の開発については、販売までには至っていないが、レシピの考案や料理教室等を実施した。また、イベントや生活に関連することなどを、SNS等で日々発信を行った。	移住促進事業による年間移住者数	26人	40人	15人	×	不良			見直し	

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度	重要度						
第3節 健康・福祉・子育ての村づくり 第1項 地域で支え合い健やかに生きる	1. 健康づくりの推進 (重点施策)	●こころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命(健康で自立した生活ができる期間)の延伸をめざします。 ●生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。 ●「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、住民主体の健康づくりの活動の支援を進めます。	①各種健診・検診の受診率向上	●特定健診や住民健診、がん検診への受診勧奨に努めます。 ●健診体制の整備を進めます。	60～80%未満	各種健診の受信者数が前年度より減少傾向になってきている。電話や通知など個別アプローチの必要がある。	特定健診受診率	35.1%	60.0%	43.5%	△	やや良好	1.5	2.6	継続	こころも体もいきいきと暮らせるよう健康寿命(健康で自立した生活ができる期間)の延伸を目指します。「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、住民主体の健康づくり活動を支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ります。	保健福祉課	
			②乳幼児期からの正しい食生活の普及	●乳幼児期から食育に取組み、食事バランスガイドなど正しい知識の普及に努めます。	80～100%	母親学級から始まり、離乳食教室、幼児食教室等で食育に取り組んでいます。今後も継続して行っていきます。									継続			
			③運動の機会の提供と環境整備	●ウォーキングや体操教室を開催します。 ●ウォーキングコースの整備を進めます。	80～100%	年2回開催していた教室を令和元年度より春夏秋冬と回数を増やした。リピーターを増やしたり、男性の参加を増やしたい。									継続			
			④こころの病気を理解しあえる地域づくりの推進	●こころの健康に関する広報や講演会を開催します。 ●相談体制の充実を図ります。	60～80%未満	こころの健康に関する講演会は定着してきている。広く聴講できるよう広報等周知に努めたい。									継続			
			⑤喫煙・飲酒の健康被害の知識の普及	●喫煙や飲酒による健康被害について広報や講演会を開催します。 ●公共施設の敷地内禁煙を推進します。	20～40%未満	小・中学生に禁煙ポスターの募集を行い、優秀作品を公共施設に掲示して啓発に努めています。									拡充			
			⑥歯科知識の普及啓発	●ライフステージに合った歯科保健に取組みます。	40～60%未満	歯周病疾患健診と20歳の歯科検診の受診率に向上できるよう工夫する必要がある。									拡充			
			⑦住民主体の健康づくりの推進	●地区組織の、保健指導員部会、食生活改善部会、母子愛育部会の活動を支援します。	80～100%	地区活動の支援を行っています。「ずくだせカフェ」はテーマを決め活発な意見交換ができています。									継続			
	突2. 地域医療の充実	●病院と診療所の連携を強化し、医療体制の充実を図ります。 ●医療だけでなく、保健・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進を図ります。 ●村内医療機関において地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進に取組みます。	①医療機関相互の連携による医療体制の充実	●医療機関相互の連携で、それぞれの医療機関の専門分野を生かした診療体制の充実を図ります。	80～100%	諏訪中央病院、富士見高原病院及び村内の医療機関との相互の連携を行い、診療体制の充実を図っています。	地域包括医療推進協議会の開催	年5回	年6回	年4回	×	やや不良	1.3	3.1	継続	病院と診療所の連携を強化に加え、保健・福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアの推進を図ります。村内医療機関において地域に密着した医療を提供し、住民の健康増進に取り組みます。	保健福祉課	
			②地域包括ケアの推進	●医師会との協力のもと、医療と介護の連携強化を図ります。 ●原村地域包括医療推進協議会において協議します。	40～60%未満	原村地域包括医療推進協議会において、住民の健康の推進及び医療体制について協議しています。									継続			
			③地域に密着した医療の提供	●国保診療所の安定した運営を継続します。	80～100%	医師の確保をしつつ、グループ診療を目指しています。									継続			
	第2項 きめ細やかな高齢者福祉の推進	支1 援. (在宅生活を継続するための重点施策)	●地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるように地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ●安心と自立した生活を継続できるように、高齢者のニーズに合わせて必要な介護サービスや生活支援サービスの質と量が確保できるように努めます。 ●住民同士の支え合い、助け合いのネットワークづくりを進めます。 ●認知高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。	①生活支援サービスの充実	●サービスの見直しや拡充に努めます。 ●生活支援サービスを推進する「生活支援コーディネーター」を配置します。	40～60%未満	生活支援コーディネーターは、4名いますが、各地区での推進には至っていません。	認知症サポーター登録人数	297人	400人	467人	○	やや良好	0.6	2.6	継続	地域包括支援センターが中心となり、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるように、医療・介護・生活支援等が一体的に提供できるように地域包括ケアシステムの構築を推進します。認知高齢者が医療・介護・福祉の連携や地域住民の理解や協力による支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。居住者の健康、地域の雇用、税創出という民・公・産、三方一両得なCCRCは、健康時から介護時まで継続的なケアを提供するコミュニティです。また原村の地域性を活かし、自然と農に親しみながら老後を生き生きと過ごすことのできる「原村版CCRC」について検討します。	保健福祉課
				②地域包括支援センターの機能強化	●高齢者の総合相談窓口として、周知に努めます。 ●地域包括支援センターが中心となり、保健・医療・介護・福祉の分野と連携し、高齢者の様々な相談に応じる体制の充実を図ります。	40～60%未満	地域包括支援センター職員が、毎日午前中は地域福祉センターに在中するようになりましたが、まだまだ住民に周知されておらず、今後の周知に努めます。									継続		
				③地域の支え合いネットワークづくりの推進	●多職種による個別ケース会議・地域ケア会議を開催します。 ●高齢者福祉ガイドブック「高齢者おたすけまっぷ」を更新します。	60～80%未満	高齢者おたすけまっぷを更新し、全戸配布いたしました。高齢者の生活を支える社会資源情報誌として、活用が期待されます。									継続		
				④認知症高齢者支援の推進	●認知症サポーターの養成を進めます。	60～80%未満	登録人数は増加しています。									継続		
策2 予. 防. 高. 齢. 者. 推. 進. の. 健. 康. づ. くり. と. 介. 護.	●「健康で長生き」をめざし、生活習慣の改善に取組み、健康の維持増進を図ります。 ●高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならず、また、要介護状態の軽減、悪化の防止を図ります。 ●認知症対策を推進します。 ●高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。	①健康づくりの推進	●健診の受診勧奨を行い、健診結果に基づき、健康教育、健康相談を行います。	60～80%未満	各種健診の受診勧奨、健診結果による健康相談に応じています。受診率向上に向けて、個別アプローチは必要である。	介護予防教室延参加者数	1,653人	2,000人	2,216人	○	やや良好	1.0	2.7	継続	「健康で長生き」を目指し、生活習慣の改善に取り組み、健康の維持増進を図ります。高齢者が培ってきた知識や経験を活かし、積極的に就業や社会活動等の社会参加ができる環境づくりを進めます。	保健福祉課		
		②介護予防の推進	●介護予防事業の充実を図ります。 ●地域住民による自主活動を支援します。	20～40%未満	原山地区の自主活動を支援しています。多くの地区等に支援できるよう努めます。									継続				
		③認知症対策の推進	●医療機関と連携し、認知症相談体制の拡充を図ります。 ●認知症予防に向けた健康づくりを推進します。	20～40%未満	認知症は早期発見が重要なため、医療機関との連携の強化が必要ですが、まだ充分とは言えません。									継続				
		④生きがいづくりの推進	●シルバー人材センターなどを通して、就労の支援を進めます。 ●ボランティアの育成、活動の推進を図ります。	40～60%未満	社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、ボランティア活動の支援をしています。ねこの手サービス協力員も増加しています。									継続				

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度	重要度						
				第3項 障がい者の自立と社会参加の促進	点1 施策) 障がい者に対する理解の促進 (重)						●障がい者に対する理解の促進と情報提供の充実 ●関係機関等との連携を図りながら、きめ細やかな相談体制を構築します。 ●災害時や緊急時における障がい者を含む要援護者のため、地区ごとのマニュアルづくりを地区や関係機関等と連携して手あげ方式の支え合いマップと要援護者名簿づくりを進めます。 ●障がい者が地域で快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のユニバーサルデザイン化を進めます。 ●障がい者を取り巻く様々な問題について本人の意見を聴く機会を確保し、施策への当事者参加を促進し、福祉の村づくりを進めます。	①障がい者に対する理解の促進と人権擁護の啓発	●啓発・広報活動を進め、小中学校と連携し体験学習や交流活動の一層の推進を図るとともに、障がい者の人権擁護啓発を図ります。 ●各種広報媒体を活用して新しい情報を提供します。	40~60%未満	社会福祉協議会で小中学生を対象に福祉体験学習等を開催し、福祉教育を推進していますが、なお一層理解と認識を促進させることが重要です。	地域活動支援センターでのボランティア受け入れ	0人	1人以上/月平均
②きめ細やかな相談体制の充実	●地域福祉センターや保健センターでの各種相談や訪問相談を引き続き実施しながら、民生児童委員や子ども・家庭相談員、訪問圏域障害者総合支援センター等と協働し、相談ネットワークを充実します。 ●障がい者については、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進をおこないます。	40~60%未満	障がい者総合支援センターオアシスを中心に相談支援事業所等と協働し、相談ネットワークの充実を図っています。			継続												
③住みよい福祉の村づくりの推進	●地域や関係機関と連携を図り、災害時要援護者避難支援プランに基づいた避難訓練を実施します。 ●障がい者施設と地域等の交流促進に努め、ボランティア活動の支援に努めます。	40~60%未満	障がい者等防災・避難マニュアルの更新と周知が必要			継続												
2 福祉の充実による生活支援と社会参加の促進	●療育・保育・学校教育における一貫した支援体制の整備を図ります。 ●健診の推進や健康づくり施策の充実を図ります。 ●多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。 ●就労の促進や社会参加への支援を実施します。	①障がいの早期発見・早期対策と療育・保育・教育の充実	●健診や保育園・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保育園での受入れ環境を整えます。 ●小・中学校では、関係機関と連携をし、障がい種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。 ●引き続き近隣市町と連携し諏訪養護学校学童クラブの受入れを進めます。		80~100%	●平成31年4月の子ども課新設によりそれまで以上にきめ細やかな支援や連携、相談対応が可能となった。	障害者就労施設等からの物品等の調達額	744,399円	760,000円以上	764,917円	○	やや良好	0.3	2.3	継続	保健福祉課		
		②保健・医療サービスの充実	●専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。		40~60%未満	関係機関と連携し障がい者のニーズを的確に把握し、各種サービスが効果的に実施されるよう調整を図ります。											継続	
		③生活を支える福祉サービスの充実と福祉制度の周知	●日常生活と社会生活を支援する在宅支援サービスや施設福祉サービス、就労支援サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。 ●障がい者が様々なサービス情報を入手できるような支援を行います。		40~60%未満	乳幼児への早期療育体制を充実させるため、検診等で早期発見・支援に努めています。											継続	
④就労の促進や社会参加に向けた支援	●公共職業安定所等の関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。 ●地域活動支援センターの運営については、運営内容の充実を図ります。 ●社会参加を促進するために、外出支援事業、重度心身障がい者等タクシー利用料金助成や福祉輸送サービスを引き続き実施します。 ●障がいのある人もない人も、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、広報・啓発活動を一層推進するとともに、余暇活動を支援します。	40~60%未満	原村障がい者福祉ガイドブックの情報が古いため、更新が必要	継続														
●障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るため、社会福祉施設への通所補助を近隣市町から、6市町村に拡大した (H31~) ・社会福祉協議会へ委託している、地域活動支援センター運営については、内容の充実を図ります。	継続																	
健診の推進や健康づくり施策、多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図ります。 療育・保育・学校教育における一貫した支援体制の整備、就労の促進や社会参加への支援を実施します。	継続																	

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標				施策達成度	住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管		
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値		判定	満足度				重要度	
第4項 結婚・出産・子育てできる環境づくり	サ1ポ1 結婚活動の	●「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を県内全域に広げます。 ●結婚相談は、専門の相談員を確保して相談体制を確保します。 ●婚活イベントは、村内だけでなく、諏訪広域連合やハケ岳定住自立圏域でも力を入れていることから、イベント案内や参加の呼びかけを行い、村外イベントを有効活用します。	①相談員の育成	●専門の結婚相談員を育成します。	20~40%未満	育成という段階には至らなかったが、相談所の開設は継続している。令和2年度から相談体制を変えて実施予定。	結婚相談所の開催	月2回(日曜日)	週2回	月1回	×	不良	0.1	1.2	継続	「ながの結婚マッチングシステム」への登録を推進し、他市町村の独身者とのマッチングすることで出会いの機会を県内に広げます。また、結婚相談は専門の相談員を確保し、相談体制の見直しを図ります。村内だけでなく、諏訪広域連合やハケ岳定住自立圏域と連携し、婚活イベント案内や参加の呼びかけを行い、出会いの場の創出を支援します。	総務課
			②日常的なサポーターの養成	●日常的にサポートできる相談員を養成します。	20~40%未満	相談員を4名体制としたが、日常的にサポートしてもらう段階までには至っていない。	専門相談員数	0人	2人	4人	○	やや良好			継続		
			③出会いイベントの開催	●広域的な連携によりイベントを開催し、積極的な参加を推進します。	40~60%未満	広域で実施されているイベントの案内等を行っている。また、村内でもイベントを実施した。(ハケ岳定住自立圏)											
	2 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	●本村で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図ります。 ●母子保健事業やカウンセラーの配置等を通じ、親子の交流や仲間作りを促進し、こころの健康づくりを進めます。	①妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進と経済的支援の継続	●健康管理システムを活用し、経年的に親子の健康管理を行い、健康づくりに努めます。 ●保健師、保育士、教師等関係する職種と情報共有、連携して支援していく体制を強化します。 ●妊婦健診の公費負担・不妊治療費の一部助成を継続します。	80~100%	・健診管理システムを活用して、産婦健診から3歳児健診までの間の親子に対しての切れ目のない支援に努めています。 この数年、子どもの視力低下目立ち始めているので、幼少期からの啓発をどのように進めていくかが今後の課題である。 ・産婦健診、不育症治療支援及び産後ケアの充実はできました。	育児相談件数	136件	170件	244件	○	良好	0.8	2.9	継続	安心して子どもを産み育てられるよう関係機関が連携して、妊娠・出産・育児の切れ目のないきめ細やかな支援体制の充実を図り、子育て中のさまざまな悩みや負担の解消ができるよう相談体制を整えるとともに、身近な場所での親子同士の交流や情報交換の機会を提供します。高齢者や学生など地域の人々との交流や、ボランティア活動など地域全体で子育て支援を推進します。	子ども課
②こころの健康づくりに向けた相談体制の充実	●保育園・小中学校に専門カウンセラーを派遣する「心の相談員事業」を継続します。不登校児童生徒対策として近隣の中間教室やフリースクールとの連携を密にし、実情に応じた対応を行います。 ●非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、関係機関の連携を強化し、要保護児童対策地域協議会の開催により、一層の取組みを図ります。	80~100%	●平成31年4月の子ども課新設によりそれまで以上にきめ細やかな支援や連携、相談対応が可能となった。 ●不登校児童生徒対策として原中学校中間教室の他、原村中間教室を設けた。また、近隣の中間教室やフリースクールとの連携等、実情に応じた対応した。 ●非行や児童虐待防止に向けて、効果的に支援が行えるように、要保護児童対策地域協議会の機能を活かして関係機関の連携を強化した。	継続													
③子育て支援サービスの充実と環境整備	●すべての家庭における親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけの孤独な子育てをなくし、育児不安等の相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流等を総合的に「子育て支援センター」の設置を検討します。 ●現在実施している、保育園、幼稚園での地域子育て支援事業(ふれあい保育・交流サロン・つぼみの会)や家庭児童相談、子育てサロン事業を継続します。	80~100%	●「子育て支援センター」設置については、平成29年度から30年度にかけて「子ども子育て支援センター検討委員会」により10回の会議を経て答申をいただき、庁内検討を重ね、令和4年度完成を目指す。 ●保育園、幼稚園での地域子育て支援事業(ふれあい保育・交流サロン・つぼみの会)や家庭児童相談、子育てサロン事業を継続するとともに、家庭児童相談員に加えて家庭教育相談員を配置し相談体制を充実	継続	子ども課												
②住民との協働による子育て支援	●子どもや子育てを家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会と連携して子育てを含むボランティアの育成支援をします。 ●地域住民による子育て支援を促進するため、保護者に代わって自宅で子どもを預ったり、保育所等への子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による相互援助活動事業(ファミリーサポートセンター事業)を支援します。 ●保育園での老人クラブやハケ岳中央農業実践大学の学生との「ふれあい保育」をはじめ、小中学校でも交流の機会を設けて実践しています。今後も、より多くの場面で地域の人と交流できるよう促進します。	80~100%	●子どもや子育てを家庭を見守り支える地域社会づくりに向けて、社会福祉協議会へ委託して子育て支援や子ども支援ボランティアの育成や支援を行った。6団体が登録 ●地域住民による子育てを促進するため、保護者に代わって自宅で子どもを預ったり、保育所等への子どもの送り迎えを行うなど、会員組織による相互援助活動事業(ファミリーサポートセンター事業)実施(協力会員14人、利用会員2人) ●保育園でのいきいきクラブや更生保護女性会、ハケ岳中央農業実践大学の学生との「ふれあい保育」をはじめ、小中学生との交流の機会を設けている。	継続													
③子育て家庭への経済的支援の継続	●「子ども医療費特別給付金」の継続や村単児童手当の支給、保育料の減免、保育所・幼稚園の通園や小中学校の遠距離通学補助等を実施します。 ●「ひとり親家庭等児童手当」や「ひとり親家庭等医療費特別給付金」の支給、保育料の減免等を実施します。	60~80%未満	●平成30年度をもって村単児童手当廃止 ●令和元年10月から実施の幼児教育保育無償に伴い保育料の独自減免、保育所・幼稚園の通園補助を廃止 ●「ひとり親家庭等児童手当」支給、保育料の減免等を国の基準で実施	見直し													
(4) 重点施策としての子育てしやすい環境づくり	●保護者の保育ニーズに対して柔軟に対応できるよう、保育サービスの拡充に努めます。 ●少子化の進行に伴い、保育園への入所児童数は緩やかな減少傾向で推移しており、保育所の機能や運営のあり方について検討します。 ●共働きなどで昼間保護者のいない児童を対象に、学童クラブや原つど広場を行っています。児童館を含め、その方向性を検討します。	①保育サービスの充実	●子ども・子育て支援新制度により保育時間が11時間となりました。現在行っている病児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等の保育サービスを継続し、拡充に努めます。 ●異年齢交流の活動や季節の行事等、保育内容の充実、質の向上に努めます。 ●保育園に通う両親は就労のため保育を必要としています。病後児保育についても関係機関との協議を行い、実施に向けた取組みを開始します。	60~80%未満	●子ども・子育て支援新制度により短時間の8時間保育と標準時間の11時間保育に加え、病児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等を継続。3歳未満児保育のニーズが高く定員まで受け入れかつ一時保育で受け入れられている状況であるため、未満児保育の受け入れについて検討が必要。 ●異年齢交流の活動や季節の行事等、保育内容の充実、保育士研修を行い保育の質を向上させた。 ●原村保育園の病児保育登録は保護者のニーズに合わせ登録人数は減少している小学生の保護者から病児保育の問い合わせがあるが、他市の施設を案内している。	病児保育登録児童数	43人	50人	46人	△	やや良好	継続	男性も女性も働きながら子育てができるとともに、子育てのために離職した人が再就職できる環境づくりを進めます。核家族化や少子化の進行により、保育ニーズは多様化しており未満児の保育園への入所希望が増加しているため、柔軟に対応できるよう、保育施設及びサービスの拡充に努めます。保育施設が老朽化してきているため、適切な維持管理に努めるとともに安全で安心して使用できる施設・環境整備に努めます。	子ども課			
		②子育てに関する学習機会の充実	●就園前の子どもを持つ保護者を対象とした「子育て塾」や講演会の開催を充実し、親の子育て力を高めるとともに家庭における親子のふれあいの充実を推進します。	80~100%	●就園前の子どもを持つ保護者を対象とした「子育て塾」や講演会の開催 ●原村保育園に入所している園児の保護者向け育児講座開催							見直し					

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管		
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	満足度	重要度						
第4節 産業振興による魅力・活力のある村づくり	第1項 原村の特色を生かした農林業振興	代1化、農産物生産基盤の整備と農業近	①補助事業を活用した農道舗装と用排水路の整備	●平成22年度から30年度にかけて国・県の補助事業で、村内のほ場整備済地区内の未整備路線を整備します。 ●経年劣化や凍上により破損した水路についても、国・県の補助事業を利用して更新します。	80~100%	補助を受け、予定されていたアスファルト舗装道路工事を行いました。 農地の集積等が補助要件となっているため、今後の舗装工事については、採択が難しい。 水路工事については各区において中山間直払い事業や多面的事業で対応いただいているが、対応できない工事については他事業で対応する必要があります。	農道舗装	-	2,000m (平成28年からの累計)	1,360m	△	やや良好			縮小	農業の生産基盤として、農道や農業用排水路、畑かん施設の維持管理を適正に行い、農業生産を安定して行える環境整備に努めます。	農林課
			②補助事業の活用と住民協働の両面での、農業用施設の維持管理の推進	●野菜・花卉の作柄安定と作期拡大を目的に、補助事業を拡充してパイプハウスの整備を進めます。 ●畑かん施設については、受益者で組織した管理組合により維持管理を進めます。	80~100%	・この事業の趣旨が農家に浸透し「野菜・花きの作期拡大と安定」につながっている。 ・畑かん施設については、管理組合が適正に管理している。									拡充		
			③農業近代化施設の利用拡大の推進	●計画的な生産体制と施設の利用拡大を図るために、担い手農家への農地集積と農業生産の効率化を推進します。	80~100%	セルリー集出荷施設の完成より、農地集積、規模拡大がすすんでいる。									継続		
	2 農用地の保全と高度利用	●農業従事者の更なる高齢化が予想されるため、農地流動化事業による中核的担い手農家への農地の利用集積を行い、遊休農地の解消に努めます。 ●農業振興地域整備計画に基づいて、優良農地の積極的な保全に努めます。 ●増加しつつある有害鳥獣による被害を防止するため、有効な防止策を検討、実施します。	①農地の流動化事業による、中核的担い手農家への農地の利用集積と、遊休農地の解消促進	●80a以上の経営農家に流動化補助を行い、農地の集積を行います。	80~100%	農地流動化面積は増加しているため、農地流動化促進は図れているが、遊休農地の解消が課題である。	農地流動化の促進	205.7ha	250ha	253ha	○	良好			継続	優良農地を積極的に保全するとともに、遊休農地や担い手のいない農地の利活用を支援し、農地の流動化を図り、新たな担い手の参入及び農業生産を支援します。また耕作不適地については、宅地への転用を促進するなど、有効な利活用を図ります。増加しつつある有害鳥獣による被害を防止するため、有効な防止策を検討・実施します。	農林課
			②中山間地域直接支払制度利用による農用地の保全	●地域で遊休農地の増加を防止します。(平成22年度よりサポート体制構築)	80~100%	地域が農用地の保全に取り組むことにより、遊休農地の防止につながっている。									継続		
			③農業振興地域整備事業に基づく優良農地の積極的な保全の推進	●農振除外について審議し、優良農地の保全を図ります。	80~100%	農業振興地域制度に関するガイドラインに基づき審査会にて審査し、優良農地の保全に努めている。									継続		
			④市民農園・観光農園・農業体験による遊休農地の利用促進	●市民農園の利用者増加に応えるため、今後も遊休農地を市民農園として活用します。	40~60%未満	現在、市民農園は2箇所あるが、空きは無いため、新たな市民農園の候補地を選定する必要があります。									継続		
			⑤多面的機能支払による農地の保全と環境保全	●共同作業と施設の長寿命化による農地の保全と減肥減農薬による自然環境の向上をめざします。	80~100%	共同作業と施設の長寿命化による農地の保全と減肥減農薬による自然環境の向上につながっている。									継続		
			⑥有害鳥獣被害防止対策の実施	●地域や個人が設置する有害鳥獣被害防止柵に対して支援します。 ●有害鳥獣の個体数調整を猟友会に委託して実施します。	60~80%未満	原村鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣被害防止柵、猟友会委託事業に取り組み、被害防止に努めた。									継続		
			⑦農業制度資金利子補給及び利子助成事業	●認定農業者を中心に、担い手農家の施設整備、農地の確保等に要した借入金に係る利子補給を行い、農地の集積、高度利用を推進します。	80~100%	経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の経営負担の軽減に役立っている。									継続		
	3 農畜産物の振興(重点施策)	●総合的には、TPPによる農産物輸入問題が本村の農業に与える影響について、国や県の対策を見極めながら迅速な対策を図ります。 ●安全・安心な農産物の生産や地域の環境・気象に強い、土壌の特性に応じた強い作物を生産し農業生産の安定性を確保します。	①野菜	●土壌検査に基づいた適正な施肥指導による、化学肥料の使用量を抑えた環境保全型農業を推進します。 ●消費者の嗜好に合った新しい作物の研究による、安定した農業経営を推進します。 ●安全で美味しい野菜の生産拡大と野菜のブランド化の推進、消費拡大のPRIによる価格の安定化を図ります。 ・減肥栽培の促進と販売促進活動。	80~100%	食の安心安全対策事業及び有機栽培栽培地確立事業を柱に、食の安全・環境保全型農業を推進した。また、ブランド化事業として、都市部アンテナショップで、野菜のPR活動を行った。	セルリーの出荷数	78万ケース	78万ケース	71.5万ケース	×	やや不良	0.5	1.8	継続	セルリーやブロッコリーなど主要農産物に加え、消費ニーズや本村の気象変動に併せた、より付加価値の高い農畜産物の生産を支援します。減肥栽培や有機栽培の普及による安全・安心な農産物の生産を促進します。	農林課
			②水稲	●消費者ニーズに対応した安全で良質な米づくりを促進します。 ●県農事試験場原村試験地と連携し、本村の気候に適合した食味が良く気象災害に強い新品種の栽培を促進します。 ●米価の維持と自給力向上のために、生産調整を実施するとともに、新規需要米の生産に取り組めます。	80~100%	原村農技連では、米の生育調査、作況調査、食味調査を行い、高冷地での品質・収量向上に努めた。									継続		
③花卉・鉢花			●主要な花卉の生産技術の普及改良による産地の形成 ・花卉流通対策事業による品質維持を図ります。 ●信州諏訪農業協同組合との協力による、消費者の嗜好に合った、高品質で採算性の高い新品種の研究・開発を進めます。 ●鉢花の生産向上に取り組めます。	80~100%	JAと連携し、村の気候特色を生かした産地づくりを推進している。特に、共選事業や特殊な薬剤処理を勧めるなど品質向上ブランド化に努める。	継続											
④畜産			●堆肥センターを利用した、循環型農業をめざします。	80~100%	堆肥センターを利用した、循環型農業が行われている。	継続											
⑤きのこ			●菌茸培養センターの利用促進と、経営の合理化の推進及び、きのこの消費拡大を図ります。	20~40%未満	村内きのこ栽培農家は数軒となり、より一層の経営の合理化が求められている。	見直し											
⑥果樹			●ブルーベリー、ラズベリー、ワイン用葡萄等の栽培と農産加工品の研究開発を進め、農業の6次産業化を図ります。	40~60%未満	ワイン用ブドウの生産農家からの要望により、ワイン特区申請について、申請に向け準備を進めている。	見直し											

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標				施策達成度	住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管	
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定		満足度	重要度				
	<p>4) 畜産 経営規模の拡大等により、生産性を高めていく必要があります。また、野菜生産農家にとっては、地力増進のため良質な堆肥の確保は不可欠であり、堆肥センターなどを有効に利用して農家に堆肥を供給し、化学肥料の使用を抑えた、高品質で安全な野菜類の生産に役立てていくことが望まれます。</p> <p>5) きのこと 菌茸培養センターの利用を促進するとともに、経営の合理化を図り、きのこの消費拡大に努めます。</p> <p>6) 果樹 ブルーベリー・ラズベリーの生産を高めワイン葡萄の栽培も進めていきます。</p>	⑦安全で安心な農産物生産の促進	●農業改良普及センターや信州諏訪農業協同組合と連携し、土づくりや50%減肥・低農薬栽培を実施します。 ●安全安心という付加価値を付けた販売を行います。	80~100%	レス50特別栽培米及び環境保全型直接支払事業に取り組むことにより、減肥・低農薬栽培を推進している。								継続			
		⑧農作物安値対策事業	●農業経営の安定と市場への安定供給による有利販売を行います。	80~100%	農家の経営の安定を図り、産地としての安定供給につながっている。											継続
		⑨野菜花卉作期拡大事業	●気候や天候に左右されない安定した野菜・花卉の栽培と品質向上、作期拡大により、農業経営の安定を図ります。	80~100%	農作物の作期拡大と品質向上につながっている。											継続
		⑩有機栽培産地確立事業	●村内で生産された有機堆肥の使用を促進し、環境に配慮した農業経営を推進します。	80~100%	有機栽培産地確立対策事業に取り組み、有機たい肥の利用促進を促している。											継続
		⑪高温障害対策事業	●夏場の暑さを和らげるため、遮光シートの設置を普及します。	0~20%未満	廃止											見直し
		⑫減肥栽培普及促進事業	●化学肥料の使用を30%以上削減や減肥農法などの取組みを支援します。	60~80%未満	有機栽培産地確立対策事業に取り組むことにより、減肥農法につながっている。											見直し
		⑬食の安全安心対策事業	●残留農薬検査や農薬の適正使用に関する指導による、消費者ニーズに応じた、安心安全で、特色ある野菜栽培の推進をします。	80~100%	残留農薬検査や農薬の適正使用に関する指導による、安心安全で、特色ある野菜栽培につながっている。											継続
4. 農業後継者の確保・育成と支援 (重点施策)	<p>●農業アルバイトの雇用促進、家族経営協定の締結による労働環境の改善、経営の安定化を図り、魅力ある農業を展開するとともに、新規就業者を確保し、農業後継者を育成します。</p> <p>●信州諏訪農業協同組合(茅野市・原村・富士見地区)農業経営改善支援センターと連携し、認定農業者の育成拡大に努め、次のステップである担い手農家、集落営農化をめざします。</p> <p>●農業者が安心して農作業を行うことができるよう農業労働者災害共済の充実を図り、農作業事故の防止を啓発します。</p> <p>●耕作されない農地や利用されていない農機具の把握に努め、就業支援や農業経営支援のための賃借制度を創設し利活用を図ります。</p>	①労働環境の改善と農業経営の安定化の促進	●農業アルバイトの雇用促進等により、労働力を確保し労働環境を改善します。	60~80%未満	ハローワークと協力し、農業分野の就農相談会を開催し労働力確保に努めた。	認定農業者の育成と拡大	117人	150人	123人	△	やや良好	0.2	2.2	継続	<p>村の農業を担う農業後継者の確保と育成を目指し、認定農業者の確保、育成に努めるとともに、農地や農業機械、住居などのサポートを創設し就業支援及び農業経営支援を図ります。</p> <p>その一方で、家族農業の維持・強化を実現できる政策環境を検討します。</p>	農林課
		②農業後継者の育成支援と新規参入者の受け入れ体制の整備促進	●農業改良普及センターと連携し、農業後継者・新規就業者支援事業を展開します。	80~100%	県・JA等と連携し、農業後継者・新規就業者と連絡を密にしながら支援体制を強化している。									継続		
		③認定農業者の育成拡大と、担い手農家、集落営農へのステップアップ	●信州諏訪農業協同組合と連携し、認定農業者の育成を図ります。	60~80%未満	人・農地プランの実質化に基づき、地域の担い手農家の育成は、必要不可欠であり認定農業者制度を周知・推進した。									継続		
		④高齢者や小規模農家が生きがいを持って継続できる農業の推進	●高齢者や小規模農家が生きがいを持って農業に取り組めるよう、農作物の付加価値化に取り組めます。	20~40%未満	野菜花き作期拡大事業の取り組みにより、高収益保温野菜への支援につながっている。									見直し		
		⑤農業労働災害の防止活動の推進	●農業労働者災害共済事業の推進と事故防止の広報を行います。	80~100%	農業労働者災害共済事業の推進と事故防止の広報を行っている。									継続		
		⑥青年就農給付金制度の創設	●新規就業者(45歳未満)の経営が軌道にのるまで支援します。	80~100%	平成29年度から名称が変わり、農業次世代人材投資事業になり就農前の研修段階及び就農直後の経営確立を支援している。									継続		
		⑦就業支援コーディネーター事業	●貸し出し希望のある農地や農機具情報を一元登録し、住居と里親の照会をし、農業経営を支援します。	80~100%	担い手の人材発掘、就業相談、都市部での就業相談会などに参加し活動を行う。									継続		
5. 育成・農業生産組織	<p>●関係機関と連携して受託組合の活用を促進することにより、生産コストや農作業の軽減、営農の合理化を図るとともに、農業の中核となる若い担い手農家育成のため青年組織の育成、土地の貸し借りなど農地の流動化を推進します。</p> <p>●農業者の高齢化が進み、兼業農家の割合が増加している現状に鑑み、機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の実現を図ります。</p>	①農業受託組合の活用促進による、農作業の軽減と、営農合理化の促進	●受託組合、とりわけそばコンバイン管理組合には、そばコンバイン及び乾燥機を貸し付け、刈り取り料の軽減を図ります。	80~100%	そばコンバイン管理組合には、そばコンバインを貸し付け、刈り取り料の軽減を図っている。	水田集落営農組織の設置	0団体	2団体	0団体	×	不良		継続	<p>関係機関と連携して受託組合の活用を促進することにより、生産コストや農作業の軽減、営農の合理化を図るとともに、機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の実現を図ります。</p>	農林課	
		②集落営農の組織化の推進	●機械の共同利用、作業受託、共同出役等の体制を推進し、集落営農の組織化を推進します。	0~20%未満	畑作園芸が中心のため、機械の共同利用、共同出役等の機運が乏しく、集落営農は難しい状況にある。今後、人・農地プランに基づき検討したい。								継続			
		③農業青年組織育成事業	●原村赤岳4Hクラブの育成と活動を補助し、農業後継者の育成に努めます。	80~100%	赤岳4Hクラブの育成と活動を補助し、農業後継者の育成につながっている。								継続			
6. 地域林業の振興と森林の育成・有効活用	<p>●現在の針葉樹林から、森林としての多様性や高い公益的機能が期待できる針広混交林(針葉樹と広葉樹が適度に混交した林)へと誘導しながら健全な森林づくりを進めます。</p> <p>●森林を守り育てていくために、村、森林組合、森林所有者と連携し森林整備及び森林路網整備を進めます。</p> <p>●村有林の間伐を計画的に実施するとともに、間伐材の有効利用を推進します。</p> <p>●民有林の間伐を促進します。</p> <p>●針広混交林への誘導をはじめ、企業・団体・住民との協働による森林整備を進めます。</p>	①村有林の計画的な整備	●森林施策計画に基づいて、村有林の間伐を実施します。	80~100%	計画的に村有林の間伐を行っています。	森林整備の推進	-	40ha (平成28年からの累計値)	26.3ha	△	やや良好	-0.1	2.0	継続	<p>現在の針葉樹林から、森林としての多様性が高い針広混交林へ誘導し、森林を守り育てていくため、村、森林組合、森林所有者、企業・団体、住民が相互に連携し森林整備及び森林路網整備を進めます。また、村有林の間伐を計画的に実施するとともに、間伐材の有効利用を推進します。</p>	農林課
		②間伐材の有効利用	●3.9ペーパー(チップ工場への搬送費を紙の使用者側が支援するシステム)を活用し、間伐材の有効利用を推進します。また、原村生産木材提供事業により、村内の希望者へ間伐材の提供を行います。	80~100%	3.9ペーパー活用、生産木材提供事業により、間伐材の有効利用ができました。									継続		
		③間伐の普及・啓発	●広報等により間伐の必要性を広く周知して、間伐の普及・啓発を図ります。	80~100%	広報等により普及啓発を行いました。									継続		
		④間伐後の手入れ方法の検討	●間伐地へ広葉樹を植樹した箇所を検証し、県・森林組合等の助言を頂きながら、今後の手入れ方法の計画を策定します。	80~100%	県・森林組合から助言をいただき、検討しています。									継続		
		⑤公民協働による村有林整備の推進	●森林の里親事業による企業のボランティア活動や、団体等のボランティア活動を受けて村有林整備を推進します。	80~100%	ボランティア活動を受け、村有林整備を行いました。									継続		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標				住民アンケート結果	後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管				
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値					判定	満足度	重要度	
第2項 観光を中心とした、各産業間の連携	1. 農業と連携した観光振興（重点施策）	●地域の人々とのふれあいなどが実感できるよう、農家やクラフトマン、宿泊施設等との連携を図り体験型・滞在型観光を促進します。 ●的確な観光ニーズに対応する魅力あるメニュー、宿泊事業者と連携した受入れ体制の整備やPR活動・観光イベントの充実を図り、農業と連携し観光振興を推進します。 ●ブルーベリー、ラズベリー、ブラックベリー、食用ほうずきの農園は定着してきましたが、農家の協力を得ながら、野菜・花卉等の観光農園も推進します。	①工房や農家等の体験施設のネットワーク化と、体験メニューの提案	●ハケ岳自然文化園で実施している手作りネットを核に拡大します。 ●エコツーリズムの推進	80～100%	原村観光連盟で体験プログラムの案内パンフレットを作成して案内をしている。ガイド育成事業等によりエコツーリズムの推進をしている。	観光農園の整備	2か所	3か所	2か所	×	やや不良	0.3	1.8	継続	農家やクラフトマン、宿泊事業者等との連携を図り、的確な観光ニーズに対応する魅力あるメニューや、自然・文化の体験や芸術や趣味を楽しむ、体験型・滞在型観光を提供し、PR活動・観光イベントの充実を図りながら観光振興を推進します。農家の協力を得ながら、野菜・花卉・果樹等の観光農園も推進します。また観光ガイドを育成し、自然や伝統文化、観光資源など「美しい村」の魅力を広げます。	農林課 商工観光課
			②ペンションなどの宿泊施設や工房、農家等との連携による体験型・滞在型観光の促進、受入れのコーディネート体制の創設	●都市住民が宿泊しながら農業体験できるシステムを構築します。 ●観光連盟や商工会、農業者団体と連携し体験コースの受入れ体制を整備します。	60～80%未満	平成23年度から行った南原ペンションガルテン及び平成30年度からはハケ岳高原ガルテンを開発していたが、所有者等の都合から閉園となった。現在、新たな候補地を検討中									見直し		
			③農作物収穫体験等による新たな観光魅力の付加	●本村の美味しい野菜を観光資源としてPRし、体験メニューとして楽しむ観光農園を促進します。	20～40%未満	ハケ岳実践大学校や農家で農業体験、収穫体験ができる。更に体験メニューを増やしていきたい。									継続		
			④モデルコースの提案と宣伝活動の推進	●遊歩道や体験施設等を連携させたコースを提案し、観光パンフレット、ホームページ、観光イベントなどを活用してPRを実施します。	80～100%	ハケ岳森の小径散策マップや諏訪地方観光連盟で作成した「お役立ち旅行&コンベンション施設素材集」等によりPRを実施している。紹介できるモデルコースの数を増やしていきたい。									継続		
			⑤地域を挙げてのおもてなしの心の醸成	●広報紙、有線放送等による広報活動を実施します。 ●案内人、ガイドなどの人材発掘と育成を行います。 ●地域住民等ボランティアによる環境整備維持活動の促進	80～100%	エコツーリズムガイド育成事業を実施し、原村の自然等の魅力を広げている。観光連盟主催の環境美化清掃（春・秋）、阿弥陀岳開山祭に合わせた清掃登山の実施している。星や縄文文化等の案内ができるガイドを育成していきたい。									継続		
	た2 観光振興を活用し	●森林整備等を通して森林の持つ環境保全等の機能について体験学習できるプログラムを設け、これを観光資源として団体、学校等の誘客に繋げます。 ●既存の遊歩道等を活用して「ハケ岳森の小径」を整備PRし、ハケ岳観光圏等と連携した活用を図ります。 ●森林スバ効果の宣伝と普及の促進を図ります。 ●大人のアスレチックやツリハウスなど新しい取組みを検討します。	①森林資源を活用した交流の推進	●天竜川の源流の森林整備体験を通して、都市住民や団体、学校、企業等との交流を推進します。	20～40%未満	森林整備を行い、森林体験を行う準備を進めたい。	森林を活用した観光振興	0か所	1か所	0か所	×	不良			継続	「ハケ岳森の小径」を整備・管理を行いPRし、観光ガイド等と連携した活用を図ります。さらに、森林の癒し効果に着目した新たな観光事業として森林スバ効果の宣伝と普及促進や森林を活用した新しい取組を検討します。	農林課 商工観光課
			②森林資源を活用し、環境や健康に配慮した観光の促進	●「ハケ岳森の小径」を活用して、森林スバなどによる環境・健康そして感動に着目した観光を推進します。 ●森林を活用して自然に親しみながら子どもから大人までが楽しめる自然共生型アウトドアパーク（アスレチック施設）の整備について検討します。	40～60%未満	ガイド育成事業では、ハケ岳森の小径を活用して環境や健康等、癒し効果を売りにしたガイドメニューとするなど、森林を活用した観光振興を行っている。自然共有型アウトドアパークの整備は今後も検討が必要である。									継続		
	3. 観光拠点の再生とネットワークの整備（重点施策）	●住民参画による各種イベントや活動がさらに活発化するよう施設の改修を進め、自然との共生を目的とした活動として、多くの方々に利用されるよう施設機能の再編を行います。 ●寒さを資源とした新たな観光の活性化を図る事業等を推進します。また、景色や景観を楽しんでもらうことで、健康生活やスローライフの提案を行うとともに、エコ意識等の特色を出した資源活用を推進します。 ●ペンションなどの宿泊施設とハケ岳自然文化園及びハケ岳中央農業実践大学校等の各種施設とを関連づけた資源の見直しを行い、それぞれの施設が相乗効果を発揮できる活性化をめざします。 ●「日本で最も美しい村」づくりに行政や観光事業者等の関係者、住民が連携して力強い誘客力を持った魅力ある観光地づくりに取組みます。 ●観光と他の産業を結んだ情報のネットワークを構築し、受入れ体制をより強化できる総合案内機能を整備します。 ●観光関連施設及びペンションは、観光客の受入れ施設であり、現在ある施設を活かした新たな魅力ある施設への機能の再生を行い、観光振興を図ります。 ●ハケ岳自然文化園や縦の木荘とペンションが連携したB&B対応の食事の提供や、宴会等の協力体制を図ります。	①原村版DMOの研究（観光村づくり）（重点施策）	●魅力ある観光地域づくりのため行政、交通事業者、観光事業者、宿泊事業者、飲食店、商工事業者が連携して観光村づくりを推進します。 ●日本版DMOの実践を視野にハケ岳観光圏や広域連携による地方創生交付金の利用を検討します。	40～60%未満	観光連盟や商工会等とは常に連携して観光振興を推進している。令和2年度より観光推進組織検討委員会を設置し、DMOを含め具体的に検討を始める。	観光地利用者数	199,400人	210,000人	174,100人	×	不良	-0.1	1.6	拡充	行政や観光事業者等の関係者、住民が連携して力強い誘客力を持った魅力ある観光地づくりに取り組み、原村版DMOの研究を進めます。本村の“寒さ”を資源とした新たな観光プラン、景色や景観を楽しんでもらいながら、健康生活やスローライフの提案など、エコ意識等の特色を出した観光戦略を展開します。ハケ岳自然文化園や縦の木荘とペンションが連携した食事提供や、宴会等の協力体制を図ります。またオーナーの高齢化が進むペンションについて、後継者の育成とペンションのシェアオフィス化、シェアハウス化など多目的な活用を支援します。	商工観光課
			②地域資源を活用した滞在型モデルコースの提案・PR	●自然や星空、農業、クラフト体験等を組み合わせた滞在型モデルコースを提案します。	40～60%未満	施設案内や体験メニューは紹介できている。滞在型モデルコースの提案と実践を進める必要がある。									拡充		
			③各種施設やイベントなどの連携による活性化推進	●ペンションや縦の木荘等の宿泊施設とハケ岳自然文化園、歴史民俗資料館（ハケ岳美術館）、もみの湯、ハケ岳中央農業実践大学校等の観光施設や阿久道跡等の文化施設、及びそこで行われるイベントなどを相互に連携させ、体験や観光を宿泊に結びつける企画を提案します。	20～40%未満	各施設でのイベントや誘客は行っているが、連携した取り組みは少ない。滞在型モデルコースの提案と実践を進める必要がある。									拡充		
			④観光ガイドの育成	●御柱、坂本養川の越後せぎ、鏝絵、裂き織等の伝統・文化やハケ岳山麓の自然等「美しい村」の魅力を広報できる人材を育成します。	60～80%未満	ハケ岳森の小径等の自然を活用するガイド育成は行っている。星や伝統・文化を案内できる観光ガイドの育成が必要である。									継続		
			⑤情報ネットワークの構築による総合案内機能の整備やWi-Fiによる観光情報発信	●関係機関と連携し観光情報の一元化を図り、情報発信の強化を促進します。主要な公共施設へのWi-Fi設置と観光情報発信。	60～80%未満	村ホームページ、観光案内所Instagram等で季節の移ろいやイベント情報等を随時更新している。主要観光施設にWi-Fi設置済み。更に観光情報の発信強化を図る必要がある。									継続		
			⑥ホームページなどによる観光情報の発信	●観光イベントやモデルコースなどの提案を、適切なタイミングで発信します。	80～100%	村ホームページの観光情報は頻繁に更新するよう心掛け、最新の情報を提供している。観光案内所や観光連盟とも連携してSNS等により情報発信している。									継続		
			⑦観光拠点の強化	●縦の木荘の建て替に合わせ、観光拠点の強化を図ります。	40～60%未満	縦の木荘の改修を行い平成31年4月にリニューアルオープンした。令和元年度に縦の木荘周辺をハケ岳観光圏事業で有識者による調査を実施。もみの湯建物改修設計業務やハケ岳自然文化園全体構想策定業務等を行い観光拠点の強化を図る。									拡充		
			⑧魅力的な観光づくりの継続	●ハケ岳自然文化園を中心とした観光施設や遊歩道の整備を進めます。	40～60%未満	ハケ岳自然文化園の全体構想を策定し、改修等に必要工事の設計をして施設等の整備を進める。ハケ岳森の小径の倒木処理や草刈り等を継続的に、散策路として誘客を図る必要がある。									拡充		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標				住民アンケート結果	後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定					満足度	重要度	
第3項 「原村ブランド」を活かした観光振興	1. 重点施策 農産物の付加価値化	●農産加工品の開発、農産物の直売等や、化学肥料、農薬の使用をできるだけ抑えた有機栽培、食味に優れた高品質な農産物の栽培方法の研究を行い、安心、安全で、美味しい野菜を生産することで、本村の野菜のブランド化を図るなど、高付加価値で、収益率の高い農業をめざします。 ●農産物の直売所での販売、通信販売等を通じ本村の野菜のイメージアップを図るとともに、地場産品を使った加工施設の整備を検討します。	①農産加工施設の整備検討と6次産業化の推進	●農家の冬場の収入確保や農産物の付加価値化、ブランド化のための農産加工施設の整備について検討を進め、農業の6次産業化を推進します。	60~80%未満	平成元年6月、農産物加工所検討委員会を立ち上げ6回の会議と2回の視察を経て3月に検討結果を村長に報告する。	農産物の加工施設数	0か所	1か所	0か所	×	不良	0.1	1.9	見直し	農林課
			②農産物直販所の活用と整備の推進	●民間の直売所とタイアップした特色ある農産物の販売及び、農業者団体による直売所の運営とそこに携わる人材の育成を検討します。	60~80%未満	平成元年6月、農産物加工所検討委員会を立ち上げ6回の会議と2回の視察を経て3月に検討結果を村長に報告する。									見直し	
			③農産物の販路の拡大	●農産物等の通信販売の充実を図ります。 ●地産地消を進めるためにも、諏訪地域のホテルなどに本村の新鮮な農産物を食材として提供します。	0~20%未満	現状を把握し、事業の見直しが必要と考える。									見直し	
第4項 広域連携による観光振興	2. 観光・音楽・ブランド	現在行われている、星・音楽に関するイベントなどを支援し、さらに、新たなブランドへの取組みも進めます。 ●情報提供を積極的に行うとともに、単発的なイベントで終わらせるのではなく宿泊や他の施設・体験に誘導することにより滞留時間を延ばすような取組みを進めます。 ●ハケ岳観光圏のハケ岳ブランドとしてスターオーシャンの推進と星の案内人の育成を図り、ツアーや宿泊者の星の観望会強化を図ります。	①ホームページや観光キャンペーンなどを活用したPR活動の推進	●ハケ岳自然文化園等で開催されるコンサートや観望会等星に関するイベントをPRします。	80~100%	村ホームページのほか、ハケ岳自然文化園や各種実行委員会のホームページ等でも情報を掲載してPRに努めている。ハケ岳自然文化園でのイベント利用を更に増やしていく必要がある。	星まつり参加者	3,805人	4,200人	3,213人	×	やや不良	0.8	1.5	継続	商工観光課
			②宿泊や体験・観光施設を組み合わせたモデルコースの提案・PR	●野外音楽堂での音楽活動や人気のある「星空の映画祭」などを一層PRし、活用します。	60~80%未満	星空の映画祭は映画のタイトルや天候により集客人数が大きく変わる。野外ステージのPRをすることで音楽イベント等の招致を図る必要がある。									継続	
			③プラネタリウムの設備や番組の更新	●老朽化してきたプラネタリウムの設備を新システムに更新し、新番組を導入します。	40~60%未満	プラネタリウムの設備更新は高額となるため難しい。人気キャラクター等の番組を導入する等工夫して、集客を図る必要がある。									継続	
第4項 広域連携による観光振興	1. 観光推進体制の充実	●市町村の枠を越えた活動とするための受け皿を設置し、観光振興を図ります。民間の観光産業関係者も巻き込んだ組織として取組みます。さらに、行政、観光連盟、商工会議所、商工会、民間企業、観光関連事業者等で構成するコンベンションビューロのような新たな組織の設立を図り、旅行業へのアプローチだけでなく工業メッセに代表される大規模コンベンション誘致等により、原村及び諏訪地方全体の産業競争力向上に努めます。 ●ハケ岳観光圏整備事業やハケ岳定住自立圏事業を活用して、滞在型観光につながる持続的な取組みを促進します。	①ハケ岳観光圏を活用しての着地型旅行商品の企画・販売	●北中市・富士見町との広域連携で新たな着地型旅行商品を企画・販売を支援します。	40~60%未満	北中市、富士見町との連携した旅行商品は少ない状況。観光客のニーズにあった旅行商品開発の支援が必要である。	原村支援による着地型旅行商品の企画・販売	-	3商品	5商品	○	やや良好	0.2	1.5	継続	商工観光課
			②メディアを積極的に活用した観光情報の発信	●テレビ、旅行雑誌、フリーペーパーなどの企画に積極的に参加し情報発信に努めます。	60~80%未満	旅行雑誌、フリーペーパー、新聞紙等へ記事を掲載をして情報発信に努めている。WEBやSNS等への広告宣伝も検討していく必要がある。									継続	
			③インバウンド事業の体制構築及び支援	●ハケ岳観光圏、諏訪地方観光連盟や県と連携し外国人旅行者の誘客を進めます。	20~40%未満	諏訪観光連盟のインバウンド戦略部会や、ハケ岳観光圏事業でも訪日外国人誘客事業を実施しているが、継続して誘客に努める必要がある。									継続	
			④キャンペーンなどPR活動協力団体の構築の検討	●観光キャンペーンなどのPR活動協力者の発掘に努め、ゆるキャラを使用したPR活動を促進します。	40~60%未満	観光イベントでの野菜の販売や、ゆるキャラ着ぐるみの貸し出しによるPR活動を実施しており、引き続き協力者の発掘に努める。									継続	
			⑤観光連盟・商工会等の活動支援	●情報の共有化等連携を密にするとともに、資金の支援を継続します。	80~100%	観光連盟・商工会とは常に情報共有し、協力している。観光推進組織の一元化を検討していく。									継続	
第5項 工業振興と企業誘致	1. 企業の支援と育成 (重点施策)	●中小企業の生産性の向上、経営安定を図り、工業製品に求められるニーズに対応するため高度な技術革新を進め、中小企業を活性化し、特に若い世代の人たち就業・雇用の場を増やし、人口定着・移住を促進します。 ●起業者の育成、促進を図ります。	①首都圏からの直行バス運行の検討	●ハケ岳観光圏事業のなかで、夏期シーズンにおける首都圏から北中市、富士見町、原村への直行バス運行の可能性を検討します。	40~60%未満	首都圏からの直行バスは現状では難しい。茅野駅、中央道原バス停等からの二次交通を検討していく必要がある。	ハケ岳観光圏鉢巻周遊リゾートバス乗降者数	927人	1,100人	2,030人	○	やや良好	0.2	1.5	見直し	商工観光課
			②JR各駅からのバスのアクセスの確保	●観光圏事業の小淵沢から原村の利用促進を図ります。	60~80%未満	夏場を中心に鉢巻周遊リゾートバスを運行している。利用者を増やす取り組みが必要である。									継続	
第5項 工業振興と企業誘致	1. 企業の支援と育成 (重点施策)	●中小企業の生産性の向上、経営安定を図り、工業製品に求められるニーズに対応するため高度な技術革新を進め、中小企業を活性化し、特に若い世代の人たち就業・雇用の場を増やし、人口定着・移住を促進します。 ●起業者の育成、促進を図ります。	①経営基盤の強化と規模拡大への支援	●村制度資金や設備投資等に対する助成制度の拡充を図り、経営基盤の強化と規模拡大を支援します。	60~80%未満	村制度資金、利子補給、活性化補助金等で支援しているが、事業者の需要を把握しながら制度の見直しや拡充を図る必要がある。	事業所数	17事業所	20事業所	16事業所	×	やや不良	-0.1	1.4	継続	商工観光課
			②人材育成や技術開発の情報提供及び参加促進の支援	●諏訪圏ものづくり推進機構やテクノ財団等と連携し国・県・大学・NPOなど支援機関の研修会情報をホームページなどで活用して提供し参加促進します。	40~60%未満	研修会等の情報発信に努めてきたが、子ども向けにモノづくり体験教室等を行い人材育成を推進していく。									拡充	
			③広域連携の強化による産業活性化支援	●NPO諏訪圏ものづくり推進機構支援事業と諏訪地域6市町村によるSUWAブランド創造事業を展開します。	80~100%	地方創生推進交付金を活用してSUWAブランド創造事業を5年間実施。令和2年度より「モノづくり集積地SUWAのヒットづくりプロジェクト」を実施して、今まで以上に人材育成に注力していく。									継続	
			④工業技術展等への参加による技術情報の収集及び販路拡大の促進	●諏訪圏工業メッセなどの参加、企業ガイド作成等の支援をします。	80~100%	諏訪圏工業メッセに参加する村内事業者が増えるよう支援していく必要がある。									継続	
			⑤産学官連携事業の支援	●事業実施に協力し、ホームページなどを活用し情報を提供します。	40~60%未満	SUWAブランド事業等で連携しているが、更に人材育成の推進のため連携していく必要がある。									継続	
			⑥商工会による研修・指導相談体制強化への支援	●商工会事業へ協力し、運営への支援も引き続き行います。	80~100%	創業支援セミナー等で協力・連携しており、今後も運営費の支援も継続していく必要がある。									継続	
			⑦起業創業支援制度の創設	●村内で安定した経営を行えるよう、行政・金融・事業者が連携し、法人税優遇措置や設備投資支援、人材・雇用確保支援を行います。就業支援人材確保のための補助	60~80%未満	商工会と連携して創業支援セミナー等を実施しており、継続していく必要がある。									継続	
			⑧起業チャレンジ補助金による支援	●新規起業者のための補助支援	60~80%未満	起業チャレンジ補助金により、起業者の初期段階での支援に役立っている。引き続き予算化して継続していく必要がある。									継続	

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管	
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度				重要度
2 重点優良企業 の立地促進		●豊かな自然環境、中央自動車道諏訪南インターに隣接しているという優位性を強調しながら、県とのタイアップ、商工業振興条例による優遇措置、村内のPRなどにより、企業誘致を進めます。 ●大都市圏との交通の近接性、安定している情報通信インフラ、冷涼な環境を活かし、遠隔勤務の企業を誘致し、本村への定住・移住の促進につなげます。	①情報の把握、収集による、優良企業の村内誘致推進	●県と連携しホームページなどで情報を発信し、企業の誘致に努めます。	0～20%未満	工業団地が全て埋まり企業の誘致ができない。廃業する事業所の情報を把握する等、商工会とも連携して企業の誘致に努める必要がある。	事業所数	17事業所	20事業所	16事業所	×	不良	-0.3	1.4	継続	工商観光課
			②原村商工業振興条例による必要な振興措置の実施	●立地条件や優遇制度をPRします。	0～20%未満	工業団地が全て埋まり企業の誘致ができない。対象エリアに進出する企業には必要な振興措置を実施していく必要がある。									継続	
			③大都市圏の遠隔勤務企業（サテライトオフィス）の誘致	●サテライトオフィス事業の展開 ●遠隔勤務企業誘致のための広報・PR活動を進めます。	20～40%未満	別荘や自宅利用型のテレワークは広まりつつあるが、コワーキングスペース、シェアオフィス、ワーケーションの環境整備も検討していく必要がある。									拡充	
			④事務所物件、仲介支援	●村の気候、環境に適した産業・企業誘致を視野に村内の空き物件紹介や仲介支援を行います。	0～20%未満	廃業等で空き物件が生じた場合には商工会等とも連携して仲介支援を行う必要がある。									継続	
			⑤広域連携の強化による産業活性化支援	●NPO諏訪圏ものづくり推進機構支援事業と諏訪地域6市町村によるSUWAブランド創造事業を展開します。	60～80%未満	諏訪圏ものづくり推進機構への支援、SUWAブランド創造事業を実施してきたが、今後も継続していく必要がある。									継続	
第6項 商業・サービスの振興	性 1 化 の 商 業 経 営 の 近 代 化 ・ 活	●地域に密着した事業展開、買い物環境や情報提供等により、事業者の自主的な事業展開を促進するとともに、商工会による経営指導を行い、経営の安定を図ります。 ●国・県の各種支援事業等を効率的に活用し、空き店舗対策・駐車場対策・マネジメント対策等を実施し、商店街や経営の活性化をめざします。 ●事業者の経営マネジメント能力の向上を促進するとともに、商工会を中心としたきめ細やかな相談体制の充実を図ります。	①商工会による研修・指導・相談体制の強化への支援	●事業への連携をすするとともに、運営に対する支援を継続します。	80～100%	運営費補助により相談体制等の支援をしており、今後も継続していく必要がある。	商業店舗数	38店舗	40店舗	37店舗	×	不良	-0.4	1.6	継続	工商観光課
			②各種制度資金の活用による経営基盤の安定化	●村制度資金では利子補給、保証料補助の実施、投資に対する補助等が使いやすくなるよう検討します。	80～100%	利子補給や保証料補助は近隣他市町と同等か厚く支援している。引き続き、事業者が利用しやすい制度資金を検討していく必要がある。									継続	
			③利便性の高い経営形態や特色のある商品開発等経営力向上の促進	●県が行う研修会等の情報を提供するとともに、特産品の開発や新商品の開発の支援をします。	20～40%未満	特産品や新商品が少ない。活性化補助金の活用もPRして特産品となる新製品の開発支援を図る必要がある。									継続	
			④国・県の活性化支援事業による人材育成等の活性化の促進	●国、県が行う研修会等の情報を提供し、参加を支援します。	40～60%未満	研修会の情報があれば周知しているが、参加者を増やす工夫も必要である。									継続	
業 2 の 振 興 業 と の 連 携 策 に よ る 商		●経営安定のための販路拡大策として、他産業特に農業との連携による地域特産品の開発、消費拡大を図ります。 ●農業や観光産業との連携による相乗効果で、双方の振興を図ります。 ●高原野菜等地元産品を活用した新しい特産品やサービスの掘り起こしを図ります。	①原村産産物を利用した地域特産品やお土産の研究、商品化の促進	●住民参加による特産品・新商品の提案型開発を促進します。	20～40%未満	特産品及び加工品の検討会議を開催したが、商品を絞れきれずに終わった。	地域特産品の開発	-	3個	0個	×	不良			見直し	工商観光課 農林課
			②地場産品を活用した新メニュー開発への支援とPRの推進	●農業者や飲食店、宿泊業者等による地元産の野菜等を活用した新メニューの開発を支援します。 ●新メニューのPRと併せて地場産品の消費拡大を図ります。	40～60%未満	村内飲食店や宿泊施設では地元産の野菜を使った料理の提供をしてくれているところは多い。更に地場産品の消費拡大につながる新メニューの開発を推進したい。									継続	
			③原村特産品の認定制度を検討	●特産品の開発や販売を活性化するための、特産品認定制度を進めます。	0～20%未満	制度の目的・必要性を再検討する。									見直し	
			④米粉普及促進消費拡大事業	●こめっこクラブによる米粉を使った料理教室の開催や、各種イベントにて試食等展開し、米粉の普及及び消費拡大を図ります。	80～100%	米粉の消費拡大を目的とした料理教室、イベントにての試食・レシピの提供など普及、消費拡大につながっている。									継続	
第7項 雇用・勤労者対策の推進	1 ・ 雇 用 対 策 の 充 実 （ 重 点 施 策 ）	●勤労者の定着化や雇用を促進し、勤労者の生活の安定、福祉の向上を図ります。 ●長野労働局及び諏訪公共職業安定所等と連携を図り、地域における雇用創出への支援、若年者雇用対策、高齢者の雇用の確保、障がい者の雇用対策・就職支援、就業技術の習得支援等を実施します。 ●勤労者互助会等の組織の充実を図り、福利厚生をより向上します。 ●長野労働局や諏訪公共職業安定所等と連携を図り、新規学卒者や求職者に対して情報の提供や職業訓練等の支援を行います。 ●就業技術を習得する場、機会を創出し、若い世代の地元地域での就職を支援します。	①雇用・就職対策の推進	●長野労働局・諏訪公共職業安定所と連携して、雇用・就職対策を推進します。 ●就業支援と人材確保のための補助制度を整備します。	40～60%未満	ハローワークの求人情報を窓口で閲覧できるよう整備している。 就業支援人材確保事業補助制度は平成27年度から平成30年度まで実施した。	経済センサス産業従事者数 (農林水産業除く)	1,994人	2,050人	1,953人	×	不良	-0.5	2.1	継続	工商観光課
			②新規学卒者のための企業ガイダンスの充実	●近隣労務対策協議会と連携して、新規学卒者のための企業ガイダンスの充実を図ります。	40～60%未満	諏訪地域合同就職説明会を毎年開催している。村内や諏訪地方の企業への就職を促し、若者の定住を図る必要がある。									継続	
			③職業技術の習得と就業の支援	●諏訪高等職業訓練校等人材育成機関との連携により、職業技術の習得と就業を支援します。	40～60%未満	諏訪高等職業訓練校は平成30年度で廃校となった。岡谷技術専門校の紹介等、職業技術の習得を支援を継続していく必要がある。									継続	
			④勤労者向け融資制度の充実と中小企業労働者の福利厚生向上の支援策の検討	●労働金庫との連携による勤労者向けの低利融資制度を継続実施します。	60～80%未満	1250万円を上限に協調融資制度を実施している。融資を必要とする利用者のため制度のPRに努める。									継続	
			⑤雇用や就職のための情報収集や相談窓口設置の検討	●商工会と連携し村内企業の求人情報の収集に努め、相談体制の充実に努めます。	80～100%	商工会で随時相談に応じている。村内企業の人材確保を支援していく必要がある。									継続	

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果 満足度 重要度	後期計画 への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管			
施策	めざす姿	具体的な施策	指標名			従前値	目標値	評価値	判定	達成度							
第5節 皆が活躍できる持続可能な村づくり	第1項 公民協働の村づくりの推進	1. 住民参画による村づくり ●今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は重要度を増しています。自治組織の役割を明確にし地域のコミュニティ活動を円滑に進めるため、集落行動計画策定・推進の支援を行います。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、住民協働の村づくりを推進します。 ●NPO組織やボランティア組織等の自主的活動に向け支援体制を整備します。	①自治組織への加入支援	●転入者に対して、区や自治会への加入を勧め、地区コミュニティ活動への参画を推進します。		転入手続きの際に案内しているが、加入状況を把握していないため、加入率は不明。	集落行動計画の策定	4地区	9地区	7地区	△	やや良好	0.1	1.5	継続	今後の村づくりにおいて、自治組織の果たす役割は重要度を増しています。自治組織の役割を明確にし、地域のコミュニティ活動を円滑に進めるため、集落行動計画策定・推進の支援を行います。また、自治組織の役割を周知することにより加入を促進し、住民協働の村づくりを推進します。	総務課
			②集落行動計画策定・推進支援(おらほうの村づくり事業補助金)	●住民が中心となって身近な地域づくりを進めることができるよう、集落行動計画の策定を推進するとともに、地域が主体となって行う事業等に対して支援します。	40～60%未満	各区への情報提供を行い、集落行動計画策定の実施を促した。令和元年度時点で7地区が策定済。									継続		
③コミュニティ活動の推進と支援	●コミュニティ助成金を活用し、地域コミュニティの活発な活動を支援します。		60～80%未満	各区への情報提供等を行い、活用の促進を図った。	継続												
④住民活動団体等の相談窓口の整備	●自主活動やボランティア活動に対する相談窓口の整備を図ります。		40～60%未満	自主活動を行う中で、主に情報発信を実施。	見直し												
村を2つ基とし、生涯学習	●多くの住民が生涯学習の村づくりに参加できる体制を整備するとともに、各専門部会が自立した運営ができるよう支援します。 ●生涯学習活動を検証し、村づくりに資する体制を整備します。	①村づくり生涯学習推進体制の充実	●村づくり生涯学習のあり方や推進体制を検証し、村づくりを推進します。	20～40%未満	村づくり生涯学習推進体制のあり方などについての検討まで至っていない。	専門部会の育成	6団体	7団体	4団体	×	不良	0.1	1.5	継続	多くの住民が生涯学習の村づくりに参加できる体制を整備するとともに、学習で得た成果を村づくりに活かせるように支援します。	総務課	
		②学習の成果を活かせる機会の提供	●各部会の活動状況を広く住民に周知し、参加を促します。	40～60%未満	各部会が独自に活動している。住民周知として、HPや有線放送等を行っている。									継続			
第2項 開かれた村政の推進	1. 住民との情報共有と適正な運用 ●住民参加と協働による村づくりを進めるために、村政に関する情報について住民と共有化を図り、開かれた村政を実現します。 ●マイナンバーを含む個人情報の適正な管理・運営を推進するとともに、個人情報に対する職員の意識の向上を図ります。 ●村づくり講座の活用を促すとともに、講座メニューを充実します。	①情報の公開・提供の充実	●住民と行政が村政に関する情報を共有し、協働の村づくりを進めるため、村政情報を積極的に提供します。 ●審議会等の会議記録を公開し、審議過程や経過についての情報提供を進めます。 ●公文書管理を適正に行い、情報の公開に努めます。	60～80%未満	広報やホームページ等により村政情報等掲載している 請求に基づき公文書公開の実施をしている 会議記録の掲載や新しい情報の更新頻度を高める。	村づくり講座の開催	3回	5回	0回	×	やや不良	0.2	1.8	継続		総務課	
		②広報・広聴活動の充実	●住民が求める情報を的確に把握し、広報はらなど様々な媒体を通じてわかりやすく提供します。 ●村長との対話の機会を継続するとともに住民や住民以外の方からも広く意見や要望を聴ける機会を充実します。	80～100%	広報はらの発行、むらづくりふれあいトークの開催、村長への手紙、ホームページからの問い合わせフォームの開設									継続			
		③村づくり講座の充実	●住民ニーズに応えられるようメニューの充実を図ります。	20～40%未満	住民からの要望に応じて実施したが、依頼はほとんどなかった。									継続			
		④情報の管理と適正な運用	●原村行政情報セキュリティポリシーの見直しと、情報セキュリティ実施手順(運用マニュアル)の作成を行い、適正な管理・運営に努めます。 ●マイナンバー制度運用にかかわる指針等に基づき、個人情報の保護、管理・運用するための規則や体制づくりを行います。	80～100%	令和元年度セキュリティポリシーの見直しを実施 令和元年度マイナンバー取得状況の点検と是正を実施									継続			
2. 高度情報化の推進	●満足度の高い行政サービスの向上に向けてより見やすいホームページに改訂するとともに、従来のパソコンや携帯電話等の情報端末に加えスマートフォンやタブレット端末対応、SNS(ソーシャルネットワークサービス)への情報提供を図ります。 ●総合行政ネットワークサービスを活用した各種電子申請・電子届出や電子申告等、さらなる情報サービスの利便性の向上を図ります。 ●災害時における情報提供サービスや、無線LANなどを用いた情報インフラを検討します。	①ホームページの更新(リニューアル)	●ホームページの更新(リニューアル)を行います。 ●最新の行政情報等を発信し、住民サービスの向上を図ります。	80～100%	平成28年度ホームページの更新を行い、住民サービスの向上を図った。	村ホームページの閲覧者数	261,773件	280,000件	249,590件	×	やや不良	0.2	1.8	完了		総務課	
		②行政手続きのオンライン化	●「ながの電子申請」を活用し住民サービスの向上を図ります。	80～100%	令和元年度子ども子育てワンストップサービスを開始した。									継続			
		③SNSを活用した情報発信の充実	●情報の受け手に応じた情報提供を行い住民サービスの拡充を図ります。	60～80%未満	多様化するニーズへの対応が必要	継続											
		④災害発生時における住民向け情報提供サービスの検討	●インターネットによる緊急情報等の提供について検討します。	80～100%	有線放送、緊急メールによる緊急情報の発信	継続											
		⑤有線放送の加入促進	●有線放送の充実に努め、より多くのおみなさんに利用していただけるよう加入を促進します。	80～100%	有線放送に対するアンケートの実施 アンケート結果を分析し改善に努める。	継続											
						有線告知放送への加入	1,777世帯	1,866世帯	1,972世帯	○	良好	-0.3	1.6	継続			

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28～R2) の成果と課題	施策の達成指標				施策達成度	住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2～R6) における方針	所管	
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値		判定	満足度				重要度
第3項 広域行政の推進	1 広域行政による効率化と活性化(重点施策)	●諏訪圏域の活性化を図るため、関係自治体との機能分担と施策の連携により交通体系や生活基盤、農業振興、商工業の振興、観光振興、文化施設の整備、広域的な情報ネットワークの構築等を広域的に進めます。 ●少子化による人口減少と高齢化社会を迎えているなかで、八ヶ岳定住自立圏域の市町村が相互に連携と協力をし、圏域全体の生活機能の強化等に取り組む、安心して暮らせる地域を形成することにより、八ヶ岳圏域の人口の確保と活性化を図ります。 ●それぞれの市町村が処理している各種事務のなかで、単独で処理するより広域的に処理することが合理的で望ましい事務について調査研究し、事務処理の効率化、合理化を追求します。	①事務処理の共同化の推進	●一部事務組合や広域連合による広域連携を進めることで、より効果的・効率的に実施することが可能な事務・事業を調査研究し、事務処理の共同化を推進します。	80～100%	より効果的・効率的な事業実施ができるようになる限り共同化を行っている。	八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン 取組み事業数	24事業	30事業	27事業	△	やや良好	0.1	1.5	継続	総務課 商工観光課 建設水道課
			②八ヶ岳定住自立圏による地域の活性化	●「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を図り、定住圏内の人口の確保と活性化を図ります。	60～80%未満	令和元年度に、第2次八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンを策定した。新たに医療体制の充実や、健康づくりの推進等が加わった。									継続	
			③広域的な観光振興の展開	●「八ヶ岳観光圏整備促進協議会」と連携して、八ヶ岳観光圏の観光振興を図ります。	60～80%未満	毎年度、国庫補助を活用する等、圏域での観光振興に取り組んでいる。									継続	
			④諏訪圏域内幹線道路の一体的な整備の促進	●諏訪郡市国道20号改修・バイパス建設促進期成同盟会を通じて、国道20号改修・バイパスの早期建設を働きかけます。	40～60%未満	諏訪郡市国道20号改修・バイパス建設促進期成同盟会を通じ、道路交通ネットワークの確立と、道路行政の課題解決のため「国道20号バイパスの建設促進」及び、交通弱者に配慮した安全性や快適性の確保と、より住みよいまちづくりの実現のための「国道20号現道の改修促進」について、国と県に要望を行った。									継続	
			⑤中央自動車道の渋滞緩和	●「中央自動車道渋滞対策促進協議会」と連携して、中央自動車道の渋滞対策の促進を働きかけます。	60～80%未満	中央自動車道渋滞対策促進協議会と連携し、中央自動車道の渋滞対策について働きかけを行った。									継続	
			⑥リニア中央新幹線開業を見据えた公共交通の研究	●リニア中央新幹線開業を見据え、本村と開業予定駅を結ぶ公共交通を研究します。	0～20%未満	飯田地域、山梨県甲府地域に駅が建設されることに決まったので、2027年東京-名古屋間の開通に向けて、二次交通を研究していく。									継続	
			⑦中央東線高速化の促進	●「中央東線高速化促進期成同盟会」と連携して、中央東線の高速化と利便性の向上を図ります。	60～80%未満	中央東線高速化促進期成同盟会と連携し、国やJR東日本に対し、要望活動を行った。									継続	
第4項 効率的な行政運営	1 機能的な組織体制	●関連する業務の窓口が1箇所に集約されるワンストップサービスの実施等、住民に行政サービスを受けやすい面をわかりやすく親しみやすい組織とし、住民の利便性の向上が図られる組織の再編を推進します。 ●各課にまたがる課題に対しては横断型のプロジェクトチームによる対応等を図り、縦割り行政の弊害を無くします。 ●課及び職員の削減については、事業は拡大しつつ人員の削減は限界にきていることから、単独事業等の削減について住民の皆さんから意見をお聞きするなかで対応します。	①住民の利便性が図られる組織の再編	●多様化・複雑化する行政ニーズや行政課題に対応し、住民サービスの低下を招かないよう柔軟な組織の見直しを進めます。 ●各課にまたがる課題や緊急時の対応等に課を超えた連携態勢がとれるよう、プロジェクトチームなど横のつながりも強化します。	40～60%未満	住民目線に合った組織体制の確認、横のつながりを持った連携体制を構築する。	プロジェクトチームによる取組	未実施	実施	未実施	×	やや不良		継続	総務課	
			②事務処理・意思決定の迅速化	●事務処理や意思決定が迅速化へ進むよう検討し、できることから実施します。	60～80%未満	決裁事項、専決事項の見直しにより事務処理の迅速化を図った。引き続き迅速化に向けた検討を続ける。								継続		
			③効率的な窓口体制の構築	●来庁者の負担軽減となるような窓口体制をめざします。	80～100%	来庁者が各窓口を回るのではなく、窓口の担当者が入れ替わることで来庁者の負担軽減を図っている。								継続		
			④職員能力の向上と柔軟な職員体制の推進	●人事評価制度の導入や職員研修の充実等により、地域のニーズに対応できる職員を育成します。 ●専門性を必要とする業務や一時的に増加が見込まれる業務については、任期付き職員等を採用し、柔軟な職員体制を推進します。	80～100%	人事評価を導入、数値化方式への移行など改善を加え実施している。手当、昇給への活用も図る。状況に応じた柔軟な職員体制をとれるようにする。								継続		
2 (重点内容)の効率化	●身近な行政サービスを提供する基礎的な自治体として、住民と行政との役割分担の見直しや、公民協働の村づくりを進めます。 ●施設の活用については、住民の意見を取り入れながら、住民ニーズに即した活用方法を検討していきます。住民にとって効果的かつ効果的な業務運営を行い、経費削減を図る一方、民間委託や指定管理者制度の活用等により、経費削減だけでなく住民にとって使いやすい業務運営を行います。 ●行財政改革を推進するとともに、行政評価システムの試行を踏まえ、今後、行政評価システムにより進行管理を行い、PDCAサイクルに基づいて実施計画に反映していきます。	①実施計画による事務事業の見直し	●3年間のローリング方式による実施計画の見直しを毎年行い、時代に即した事務事業を実施します。	60～80%未満	総事業費が概ね300万円以上の事業や、政策的に重要な事業について取りまとめ作成した。	行政評価の実施	試験導入	本運用	未実施	×	不良	-0.3	1.8	継続	総務課	
		②行政評価の推進	●事務事業評価により、事務事業の改善やスクラップアンドビルドを進めるとともに、実施計画事業の見直しや予算編成等に活用します。 ●住民との連携、協働による行政運営の実現、分権時代にふさわしい持続可能な行財政体制の確立を図ります。	0～20%未満	事務事業評価を継続的に実施するに至っていない。									継続		
		③民間活力の推進	●業務のアウトソーシングを図るなど、民間委託を推進します。 ●指定管理者制度の活用により、民間のノウハウを取り入れ、経費の削減を図るとともに、住民サービスの向上を図ります。	40～60%未満	指定管理制度を活用し、施設の運営を行っている。より効果的なアウトソーシングを図るため、全庁的な業務の見直しが必要である。									継続		

第5次総合計画 前期基本計画の目標と施策				進捗率	前期基本計画 (H28~R2) の成果と課題	施策の達成指標					住民アンケート結果		後期計画への展望	第2期総合戦略 (R2~R6) における方針	所管		
施策	めざす姿	具体的な施策				指標名	従前値	目標値	評価値	判定	達成度	満足度				重要度	
第5項 健全な財政運営	財1 政・ 運 政 の 推 進 強 化 (重 点 施 策 的 な 取 組 み)	●経常経費の抑制や効率的な財政運営を進めること で、可能な限り政策的経費の捻出に努めます。 ●的確な課税客体の把握と適正な課税に努め、料 金徴収担当課を含め近隣市町、県、国との連携を 取りながら、効率的で公平な徴収を行います。 ●使用料・手数料・負担金等の適正な受益者負担 を求めます。 ●新たな財源確保に努めます。	①計画実現に向けた弾力的・効 率的な財政運営の展開	●総合計画・実施計画、総合戦略に基づいた計 画的な実行に努め、弾力的な予算措置と効率的 な執行を図ります。	40~60%未 満	実施計画のヒヤリングに参加するなど計画の実 現に向けた予算措置を図るとともに、健全な財 政運営に努めた。	村税の収納率	99.1%	99%以 上	99.70%	○	やや 良好	-0.3	2.9	継続	計画実施に向け新たな財源の確保し財政 基盤の強化を図る。 収入と支出のバランスが取れた財政運営 に努める。	住民財務課
			②公平な徴収と適正な受益者負 担	●村税等の収納率向上に努めます。 ●適正な料金・負担金等の設定に努めます。	40~60%未 満	それぞれの計画に沿って事業を実施している。 実施計画に関しては、財政係とともにヒアリン グを実施。									継続		総務課
			③ふるさと納税制度の活用	●返礼品の拡充、インターネットを活用した収 納方法の多様化、申告手続きの軽減を通じてふ るさと納税の増収に努めます。	40~60%未 満	寄附者への返礼品に関して拡充を図った。特に 食に関するものや、原村に出来ない体験できな いものなど、今後も返礼品のメニューの種類を 増やしていきたい。									継続		住民財務課 総務課
			①公共施設等総合管理計画に 沿った施設等の更新	●公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の 長寿命化や更新を計画的に実施し予算の平準化 と抑制を図ります。	60~80%未 満	令和元年度に、公共施設個別管理計画の策定及 び総合管理計画の見直しを行った。									健全化判断比率 (実質公債費比率)		5.3%
	②村債の計画的な借入れと公債 費負担の抑制	●償還額を推計し、バランスを考慮して借入 れ、後年度の公債費負担の抑制を図ります。	80~100%	近年は、交付税措置のある起債を、借入期間10 年を基本に借入れており、後年度の公債費負担 は安定している。	継続												
	③財政情報の提供と財政運営の 透明性の確保	●新公会計による財務書類を作成します。 ●広報紙やホームページなどを通じて予算・決 算、財政分析等の情報をわかりやすく提供しま す。	80~100%	平成29年度決算より、新公会計による財務書類 を作成。ホームページへ掲載し、財政運営の透 明性の確保に努めた。	継続												